

DISCLOSURE 2016

とうしんの現況

2016年 ディスクロージャー

経営理念等

● 経営理念

協同組織による地域金融機関として、円滑なる金融サービスにより、地域産業経済の発展と振興及び地域住民の生活向上に寄与し、地域社会の繁栄に貢献します。

● 経営方針

- 一、健全な経営を維持し、信用の保持に努めます。
- 一、信用金庫の独自性を発揮します。
- 一、人材を育成・活用し、新たな経営課題に挑戦します。
- 一、信頼され、愛される信用金庫を目指します。
- 一、協調と融和を旨とし、生き生きとした魅力ある職場を実現します。

● 行動指針

- 一、誠意と真心をもって接します。
- 一、熱意と情熱をもってやりぬきます。
- 一、創意と工夫をもって取り組みます。

CONTENTS

ごあいさつ	1
東山口信用金庫と地域社会	2
総代会制度について	4
組織・役員一覧	6
店舗一覧	7
沿革	8
事業概況	9
法令等遵守の体制	10
リスク管理の体制	12
自己資本の充実の状況等	13
トピックス	21
地域貢献	22
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	24
資料編目次	26
開示事項一覧	51

当金庫の概要（平成28年 3 月末現在）

設立	平成 3 年 4 月 1 日
出資金	7 億 99 百万円
会員数	21,176 名
役員数	268 名
店舗数	28 店舗
営業区域	山口県山口市（旧阿武郡阿東町を含まない）、防府市、周南市、下松市、光市、柳井市、岩国市及び熊毛郡、大島郡、玖珂郡
本店所在地	山口県防府市天神一丁目 12 番 18 号



「東山口信用金庫」のシンボルマーク

港を中心に栄えた町のイメージと東山口の「ひ」を重ねてシンボル化し、「信頼の港」「交流の輪」「お客様とひとつになって未来へ広がる金庫」を表現しました。
メインカラーは、暖かなオレンジと元気で力強く活力を感じさせる赤で、東から上る太陽の活力と人との温かいふれあいを表現しています。また、サブカラーは海のブルーと大地のグリーンをイメージし、環境活動に積極的に貢献していく当金庫の志を表現しています。



ごあいさつ

皆様方には、平素より東山口信用金庫に格別のご愛顧とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。今年度も、当金庫の経営方針や現状並びに地域の皆様とのかかわりなどを理解していただくため、ディスクロージャー誌<とうしんの現況>を作成いたしましたので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年のが国経済は、アベノミクスの推進により輸出型大手企業で企業収益が堅調に推移するなど、昨年より緩やかな回復基調を続けました。しかしながら、地域経済は人口減少など構造的な課題を抱えており、また、地域を基盤とする中小企業はいまだ業績の改善を見るには至っておらず、厳しい経営を余儀なくされております。このような状況から、政府は、「一億総活躍社会」実現のための「新三本の矢」という新たな政策目標を掲げており、ローカル・アベノミクスを実現するための具体的な事業展開が期待されております。

また、2月には日本銀行が景気回復と2%の物価上昇率を目指し、マイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入を適用しました。これによって金融機関は個々の金融商品・サービスはもとより、金融システムの機能の面からも大きな影響が生じています。このような構造変化に対して当金庫は、中長期的なビジネスモデルを見直すことで、高度な情報通信技術を活用し、様々な外部機関と連携することで、情報生産機能を再生し、新たな金融仲介機能を発揮したサービスの提供をしていくことを喫緊の課題としております。

業容においては、預金の期末残高は2,090億円となり、期首より19億円増加しました。貸出金において営業地域内の資金需要の低迷はあるなかで中小企業等への貸出を積極的に推進した結果、期末残高は期首より3億円増加し910億円となり、収益面においては、経常利益を263百万円、当期純利益は239百万円計上することができました。

その結果、企業の健全性を示す自己資本比率は10.47%となり、国内基準の4%を大きく上回っております。

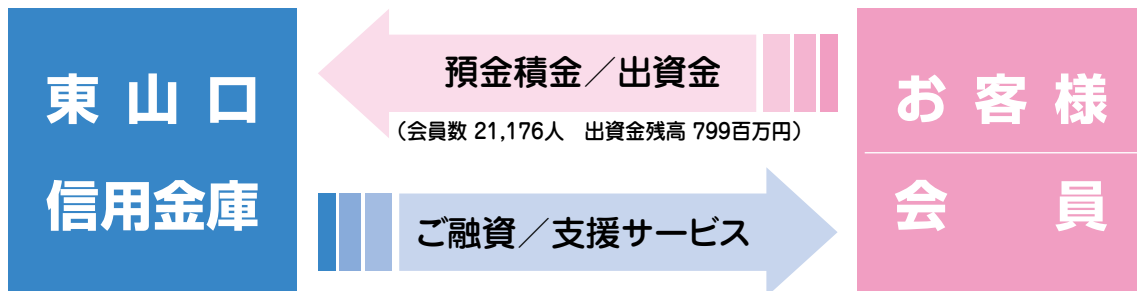
平成28年度は新たな中期経営計画の2年目にあたり、中期経営計画に掲げた営業基盤や内部管理態勢、組織力・人材力の強化に取組み、地域のお客様の成長や発展等に貢献するための態勢を整備いたします。

また、真に地域に必要とされる信用金庫として地域社会との信頼関係を一層深め、地域における使命共同体の中核として持続的発展が可能な地域社会づくりに引き続き積極的に貢献してまいります。

役員においても、お客様からの信頼と信用に応えられる信用金庫人として、社会的使命を果たしていく所存でございますので、引き続き、「東山口信用金庫」に格別のご支援ご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

平成28年7月

理事長 嶋本 博

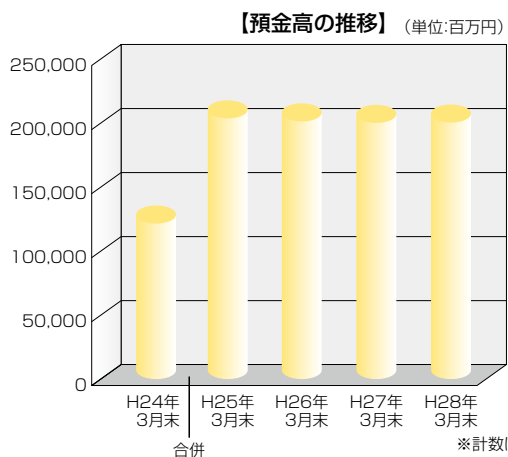


●当金庫の地域活性化への取組みについて

当金庫は山口県山口市（旧阿武郡阿東町を含まない）・防府市・周南市・下松市・光市・柳井市・岩国市・熊毛郡・大島郡・玖珂郡の県中部・東部を事業区域として地元の中小企業者と住民の皆さんが会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とされるお客様に融資を行って、事業や暮らしの繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の市町村や中小企業者、住民の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域社会の持続的発展に努めております。また、地域経済の金融機能の活性化に貢献する〈とうしん〉として皆様とともに歩んでまいります。

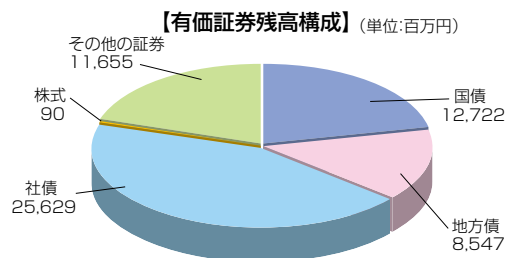
●お客様の預金について

当金庫の平成28年3月末の預金積金の残高は2,090億円です。お客様からお預かりした大切な預金は、皆様から信頼をいただいている証であります。お客様の大切な財産の運用を安全・確実に、気軽にご利用いただけるよう、また、目的や期間に応じて選択いただけますよう各種預金を取り揃えております。詳細につきましては、本紙45頁をご覧ください。



●ご融資以外の運用について

当金庫はお客様の預金を、ご融資による運用の他に有価証券による運用も行っております。
【預証率28.04%】



当金庫の営業エリアは山口県山口市（旧阿武郡阿東町を含まない。）・防府市・周南市・下松市・光市・柳井市・岩国市・熊毛郡・大島郡・玖珂郡の市町村を中心とした地域となっております。店舗、体制等の詳細につきましては本誌の6～7頁をご覧ください。

●決算について

28年3月期の決算は、業務純益が282百万円の計上となり、長期金利の低下による貸出金利息収入の減少等があったものの、余裕資金の効率的な運用に取組み、経常利益は263百万円の計上となりました。

自己資本比率は、リスクアセットの増加により、前年度比0.22ポイント低下して10.47%となったものの、健全とされる国内基準4%を大きく上回っており、地域の皆様にご安心いただける健全性を確保しております。

●貸出金（運用）に関する事項（地域への資金供給の状況）

当金庫の平成28年3月末の貸出金の残高は910億円です。

お客様からお預け入れいただいた預金積金につきましては、お客様の様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するために、円滑な資金供給を行う形でお客様や地域社会に還元しており、地域内の中小企業者の方に設備資金189億円、運転資金301億円をご融資しております。また、個人のお客様には住宅資金200億円、消費者資金48億円をご融資しております。

当金庫で取扱っている融資商品につきましては、本誌の46頁をご覧ください。

●「中小企業金融円滑化法」期限到来後のお客様への対応

中小企業金融円滑化法は平成25年3月末に期限到来となりましたが、お客様への対応はこれまでと同様変わらず、下記の通り対応してまいります。

1. 当金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、これまでと変わらず引き続き、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努め、地域経済の活性化に全力を傾注して取り組んでまいります。
2. 当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申し込みがあった場合は、これまでと同様、お客様が抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。
3. 当金庫は、お客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合は、他の金融機関と連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。
4. 当金庫は、貸付条件の変更等の相談業務を迅速かつ円滑に遂行するため、下記のとおり相談窓口を設置しております。

①各営業店 金融円滑化対応相談窓口 ②本部 融資管理部 フリーダイヤル 0120-551-783

●経営者保証の課題解決への取組について

当金庫では、平成26年2月1日より経営者保証契約時の対応、既存の保証契約の適切な見直し、保証債務の整理につきまして「経営者保証に関するガイドライン」に基づき対応するよう取組んでおります。

●取引先への支援等（地域との繋がり）

当金庫では、取引先企業との日常的・継続的な取引において、経営の課題解決、目標達成のため、コンサルティング機能を十分に発揮し経営の悩み等を相談できる態勢を整備しております。加えて「山口県しんきん合同ビジネスフェア」の開催を通してビジネスマッチングの場を提供するなど、企業のライフサイクルに沿った支援・サポートに取り組んでおります。

また、金融の提供だけでなく、文化、環境、教育の分野も視野に入れた地域貢献活動にも積極的に取り組んでおります。

詳しくは22～23頁の地域貢献、24～25頁の中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況を参照して下さい。

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。従って、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、会員の数が大変多く総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この制度は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選定等の重要事項を決議する最高意志決定機関です。従って、総代会は、総会と同様に会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

1. 総代の任期・定数

- (1) 総代の任期は3年です。
- (2) 総代の定数は100人以上160人以内です。
- (3) 平成28年6月末現在における総代数は101名です。

注) 総代の欠員を生じたときにおいても選任区域の総代の定数の2分の1に満たない時は次の改選期まで補充を行わない。

区 域	地 区	総代定数	総代数	総代選考委員
第1区	山口市 防府市	45名	65名	3名
第2区	周南市	23名	12名	3名
第3区	下松市 光市	14名	10名	3名
第4区	柳井市 岩国市 熊毛郡 大島郡 玖珂郡	28名	14名	3名
合 計		110名	101名	12名

2. 総代の選任方法

- (1) 理事会の議決により会員のうちから総代選考委員を委嘱し、氏名を掲示する。
- (2) 総代選考委員は、総代選任の必要性が生じたときは、総代候補者を選考し、掲示する。
- (3) 掲示された総代候補者に対して会員から異議の申立が3分の1に達しないときは、当該総代候補者を総代に委嘱し、氏名を掲示する。

3. 総代候補者の選考基準

- (1) 当金庫の会員であること
- (2) 選考基準
 - ① 総代の定年は原則として80歳とする。
 - ② 総代としてふさわしい見識を有している者。
 - ③ 良識を持って正しい判断が出来る者。
 - ④ 人格に優れ、金庫の理念・使命を十分理解している者。
 - ⑤ その他、総代選考委員が適格と認めた者。

4. 第26期通常総代会の決議事項

平成28年6月21日に開催されました第26期通常総代会で次の事項が付議され、原案通り承認されました。

○報告事項

第25期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

○決議事項

- | | |
|-------|---------------------|
| 第一号議案 | 剰余金処分案承認の件 |
| 第二号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第三号議案 | 定款第15条に基づく会員除名の件 |
| 第四号議案 | 理事任期満了につき選任の件 |
| 第五号議案 | 監事退任につき選任の件 |
| 第六号議案 | 退任理事・監事に対し退職慰労金支給の件 |

5. 総代の氏名等

平成28年6月末現在（アイウエオ順、敬称略） ※氏名の後の数字は総代への就任回数

選任区域	人数	氏名及び総代への就任回数									
第1区 山口市 防府市	65	阿部 次男②	石川 正男②	伊藤 均②	上野 雅也②	内山 崇②	梅田 和夫②	大田健二郎②			
		大浜 博正②	岡本健一郎②	金田周太郎②	兼政 博②	川口 英史②	岸本 彦生②	北野 倫宏②			
		清澄 邦夫②	葛原 豊和②	國弘 寿行②	蔵本由紀夫②	桑原 望②	小松 宗介②	坂本 恵次②			
		貞政 秀典②	下川 啓文②	城 喬夫②	鈴木 宏明②	高木 祐造②	高橋 章②	竹内 正明②			
		種田 正實②	田村 照人②	塚原 明②	中島 誠②	中谷 隆雄②	中司 敏明②	中西 邦之②			
		中村 明人②	中村 元彦②	中山 博之②	西村 公大②	羽嶋 秀一②	馬場 龍美②	原田 宏②			
		原田 昌一②	平山 順一②	福田 和司②	福田 貢②	福山 秀道②	藤井 孝造②	藤井 秀夫②			
		藤本 和雄②	藤本 一美②	堀田 佳典②	松原 博幸②	松村 秀樹②	水野 俊仁②	光井 節彦②			
		光浦慎太郎②	光谷 博②	三戸 直樹②	宮本 正俊②	村重 浩三②	山本 貴司②	好村 逸雄②			
		吉本 博信②	脇 正典②								
第2区 周南市	12	石田 丞治⑨	石田 奨⑨	梅田 矩孝⑨	河村 良一⑨	木本 安信⑨	佐伯 勝昭⑨	田中 和男⑨			
		俵 義紀⑨	中村 忠勝⑨	弘田 公⑨	福山 庸治⑨	芳村 芳彦⑨					
第3区 下松市 光市	10	沖田 安秀⑨	金井 一成⑨	清水 知幸⑨	谷口 俊寛①	田村 之保⑨	原田 智弘⑨	原田 文治⑨			
		松岡 由和①	萬徳 定男⑨	宮本不二雄⑨							
第4区 柳井市 岩国市 熊毛郡 大島郡 玖珂郡	14	秋元 徹郎①	井森 浩視①	河野 和明①	菊本 治美⑨	国清 幸雄⑨	鈴木 康平⑨	鈴木 昭治⑨			
		柚木 彰⑨	坪野 功⑨	富田 靖生⑨	中濱 泰生⑨	藤麻 功⑨	水中 好秋⑨	山内 治①			

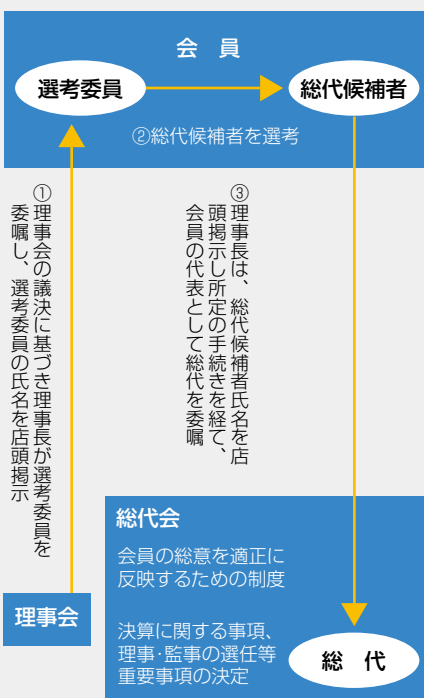
(合計101名)

〈総代の属性別構成比〉

職業別	法人役員72%、個人事業主22%、個人6%
年代別	70代以上59%、60代25%、50代以下16%
業種別	卸・小売業29%、製造業17%、建設業16%、不動産業5%、その他33%

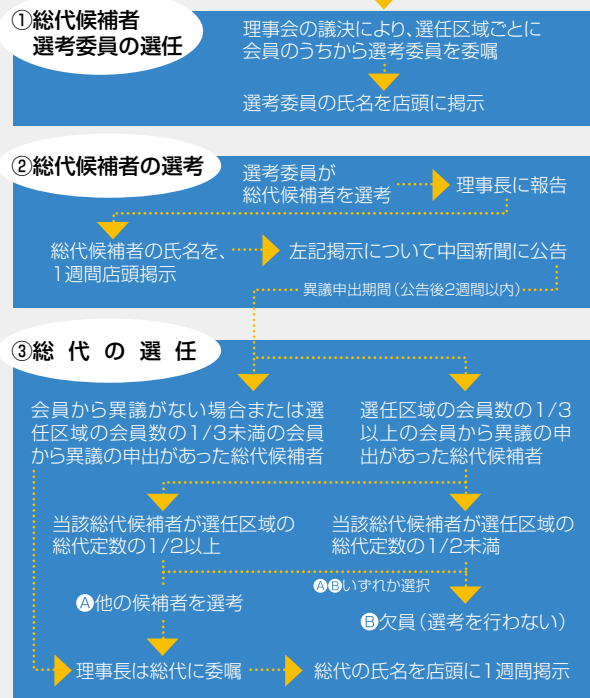
総代会の仕組み

総代会は、会員1人1人の意見を適正に反映するための開かれた制度です。



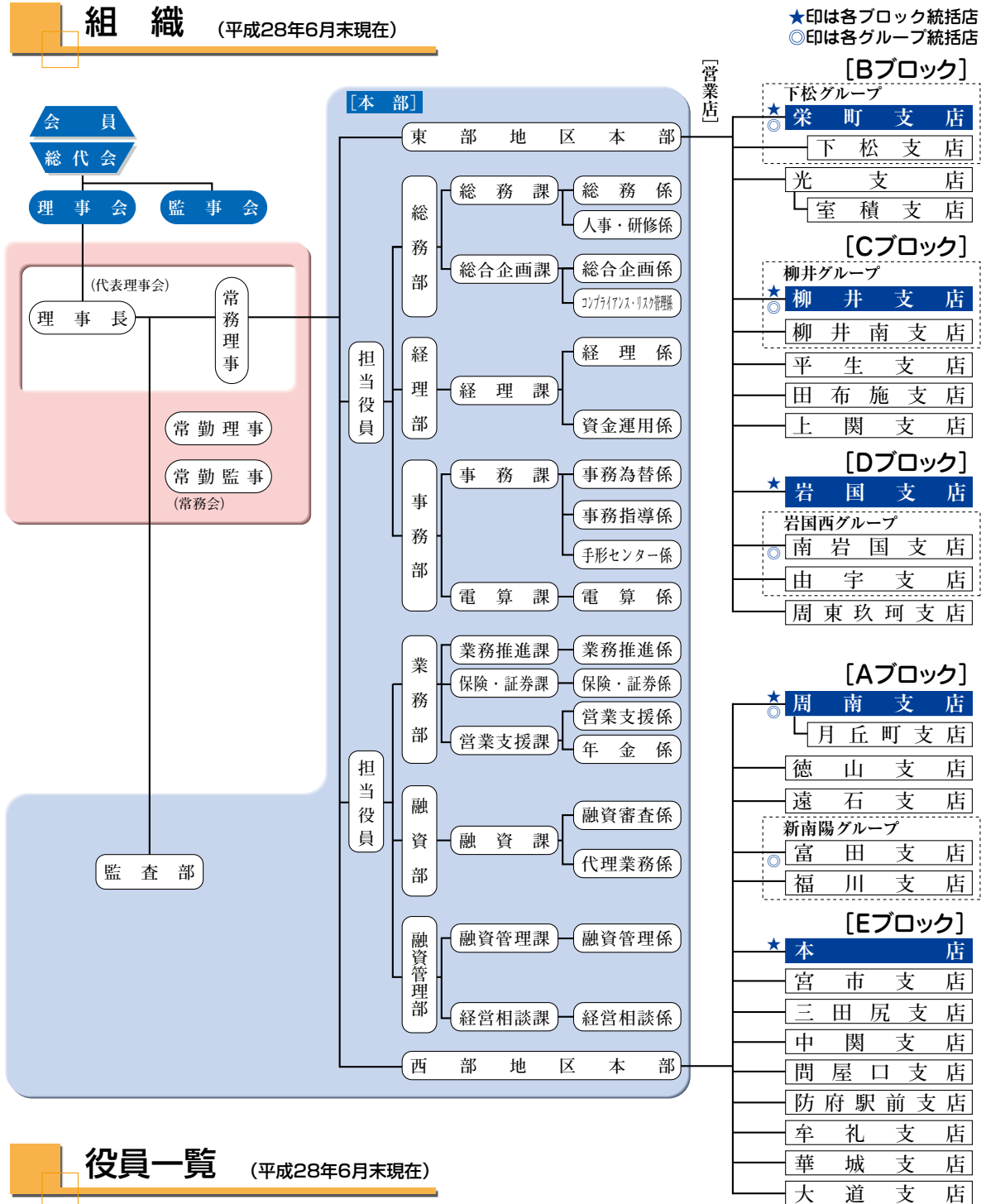
総代が選任されるまでの手続き

地区を4区の選任区域に分け、各選任区域ごとに総代の定数を定める。



組織

(平成28年6月末現在)



役員一覧

(平成28年6月末現在)

理事長 嶋本 博	理事 梶山 實(※1)	常勤監事 池岡 繁人
常務理事 松原 正雄	理事 多治比輝明(※1)	監事 忠恵 武雄
常勤理事 高田 篤人	理事 橋本 勲美(※1)	監事 重枝 元次
常勤理事 鬼武 賢治		監事(員外) 脇村 博夫(※2)
常勤理事 兼森 哲司		
常勤理事 権代 龍美		

※1 理事 梶山 實、多治比 輝明、橋本 勲美は信用金庫業界の「総代会機能向上策等に関する業界申合せ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 脇村 博夫は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

店舗一覧 (平成28年6月末現在)

本部	防府市天神1-12-18						
総務部	TEL (0835) 23-2324	南岩国支店	岩国市南岩国町1-21-10	TEL (0827) 32-2141			
経理部	TEL (0835) 23-2325	柳井南支店	柳井市南町2-4-31	TEL (0820) 22-2600			
業務部	TEL (0835) 23-4060	徳山支店	周南市御幸通2-16	TEL (0834) 31-2525			
融資部	TEL (0835) 23-0330	富田支店	周南市政所3-14-16	TEL (0834) 62-3151			
融資管理部	TEL (0835) 23-2326	福川支店	周南市福川3-17-18	TEL (0834) 62-2656			
事務部	TEL (0835) 23-4031	遠石支店	周南市遠石1-11-18	TEL (0834) 31-0220			
監査部	TEL (0835) 23-4097	月丘町支店	周南市新宿通1-14	TEL (0834) 31-6131			
		宮市支店	防府市宮市町3-6	TEL (0835) 23-2334			
		三田尻支店	防府市三田尻2-4-4	TEL (0835) 23-2335			
本店	防府市天神1-12-18	中関支店	防府市大字新田874-6	TEL (0835) 23-2336			
柳井支店	柳井市中央2-7-31	問屋口支店	防府市大字新田1773-3	TEL (0835) 23-2337			
平生支店	熊毛郡平生町大字平生町197-70	防府駅前支店	防府市八王子1-1-6	TEL (0835) 23-2338			
田布施支店	熊毛郡田布施町大字下田布施899-15	牟礼支店	防府市牟礼今宿2-13-1	TEL (0835) 23-2341			
由宇支店	岩国市由宇町中央1-5-5	華城支店	防府市西仁井合2-11-5	TEL (0835) 23-2301			
室積支店	光市浅江1-18-17	大道支店	防府市大字台道3535-1	TEL (0835) 32-2221			
上関支店	熊毛郡上関町大字長島573	下松支店	下松市駅南2-1-5	TEL (0833) 41-0690			
周南支店	周南市新宿通1-14	光支店	光市浅江1-18-17	TEL (0833) 71-0121			
岩国支店	岩国市室の木町1-1	栄町支店	下松市大字西豊井894-3	TEL (0833) 41-1567			
周東玖珂支店	岩国市周東町下久原1151-1						

※なお、下松支店につきましては、平成28年7月4日に移転オープンし、下記の住所になります。
下松市大字西豊井 894-3 TEL (0833) 41-0690

地区一覧

山口県山口市 (旧阿武郡阿東町を含まない。)、防府市、周南市、下松市、光市、柳井市、岩国市及び熊毛郡、大島郡、玖珂郡

自動機器設置状況

	22年3月	23年3月	24年3月	25年3月	26年3月	27年3月	28年3月
ATM	26	26	26	42	42	43	43
両替機	1	1	1	3	3	3	3

◎自動機コーナーは各店舗のほか、次の店舗外にも設置しております。

- ・ゆめタウン柳井
- ・パーティ・フジ柳井
- ・イオンタウン平生
- ・サンリブ下松
- ・ミスターマックス
柳井ショッピングセンター
- ・橋本町 (旧橋本町支店)
- ・室積 (旧室積支店)
- ・光ベスト (共同)
- ・マックスバリュ浅江店 (共同)

一年の動き

平成27年4月	新入職員4名の入庫式を行いました。
平成27年5月	「山口県しんきん合同ビジネスフェア2015」を県内の信用金庫合同で開催致しました。
平成27年6月	「信用金庫の日」地域貢献活動の一環として、職員による献血活動を実施致しました。
平成27年6月	サマーキャンペーン定期預金の取扱いを開始致しました。
平成27年11月	ウィンターキャンペーン定期預金の取扱いを開始致しました。

沿革

平成3年4月	柳井信用金庫（昭和25年5月設立）、徳山信用金庫（大正7年6月設立）、下松信用金庫（昭和23年12月設立）の3信用金庫が合併により新生「東山口信用金庫」として発足。
平成4年4月	徳山支店、下松支店が日本銀行歳入代理店の承認を受ける。
平成4年8月	平生支店改築。
平成4年12月	預積金残高1,000億円達成。
平成5年11月	室積支店改築。
平成7年1月	富田支店、福川支店、光支店が日本銀行歳入代理店の承認を受ける。
平成7年4月	ATM祝日稼働開始。
平成8年1月	月丘町支店、栄町支店が日本銀行歳入代理店の承認を受ける。
平成8年9月	預積金残高1,100億円達成。
平成8年12月	遠石支店、徳山北支店が日本銀行歳入代理店の承認を受け、全店指定となる。
平成9年2月	徳山支店ほか8店舗が西日本建設業保証（株）の受託業務取扱店の承認をうけ、全店指定となる。
平成9年5月	パルティ・フジ出張所（ATM）開店。
平成9年11月	ロックショッピングタウン平生出張所（ATM）開店。
平成10年1月	下松支店改築。
平成10年4月	堀本忠男理事長就任、三島元理事長相談役就任。
平成10年8月	本部にLANシステム導入。
平成10年10月	サンリブ下松出張所（ATM）開店。
平成11年3月	郵貯ATMとの相互接続取扱開始。
平成11年4月	ハイパーモールメルクス柳井出張所（ATM）開店。
平成12年12月	全国のしんきんATM平日、土曜日（～14:00）のご利用手数料無料の「しんきんZERO（ゼロ）ネットサービス」を開始する。
平成13年4月	設立10周年を迎える。
平成13年7月	朝日監査法人（現、有限責任 あずさ監査法人）と監査契約を締結する。
平成13年10月	山口県下10金庫と山口銀行がATM平日、土曜日（～14:00）ご利用手数料無料「YS.ネットサービス」を開始する。
平成15年4月	個人向けインターネットバンキングの取扱いを開始。
平成15年6月	個人向け国債の募集の取扱いを開始。
平成15年7月	IYバンク銀行とATMの提携を開始する。
平成15年9月	マックスバリュ田布施出張所（ATM）開店。
平成16年1月	法人向けインターネットバンキングの取扱いを開始。
平成18年3月	<とうしん経営塾>（柳井地区）を発足。
平成19年3月	由宇支店改築。
平成21年4月	柳井南支店開設。
平成22年6月	児玉正史 理事長就任、堀本前理事長非常勤相談役就任。
平成23年4月	設立20周年を迎える。
平成24年11月	防府信用金庫との対等合併により、新生「東山口信用金庫」として新たにスタート。
平成24年11月	嶋本博 理事長就任。
平成26年11月	宮市支店新築（同一場所）オープン。
平成27年1月	周南支店（旧橋本町支店）移転オープン。
平成27年3月	光支店新築移転オープン。
平成27年5月	嶋本理事長 旭日双光章受章。
平成28年2月	山口県と「地方創生に係る包括連携協定」を締結。
平成28年3月	薩摩、長州、土佐、肥後にゆかりのある金融機関と共同で「薩長土肥包括連携協定」を締結。

事業概況

当金庫はコンプライアンスとリスク管理を重視した業務運営を基本として、地域の皆様方との絆を深め、信頼・信用・期待に応えられる金融機関として、預金・貸出金の増強を図り、収益力の強化に取り組んで参ります。

● 預 金

平成27年度は、安定した年金振込資金等により流動性預金は増加し、定期性預金において定期積金の残高が増加したことから、預金は前期比19億円増加し、期末残高は2,090億円となりました。

● 貸出金

営業地域内の中小企業への融資や金融機関向け融資の取組み、又、個人向けの融資も積極的に推進し、期末残高は910億円と前期比3億円の増加となりました。

● 有価証券

新規投資においては安全性を重視し、国債、地方債、社債等債券を主体として購入・引受を行いました。一方、満期償還や、金利低下局面で債券の売却を実施した結果、期末残高は前期比26億円増加し586億円となりました。

● 損 益

金融機関の本来業務での収益力を示す業務純益は282百万円となり、長期金利の低下による貸出金利息収入の減少等があったものの、経常利益263百万円を計上することができました。この結果、税引前当期純利益は241百万円となり、住民税等を考慮した結果239百万円の当期純利益となりました。

● 出資金及び会員数

出資金の期末残高は799百万円となりました。また、会員数は21,176名となりました。

最近5年間の主要な経営指標の推移

合併
↓

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経常収益	2,651,585	3,017,897	3,719,976	3,643,603	3,531,976
経常利益 (又は経常損失(△))	210,063	287,283	398,619	360,653	263,940
当期純利益 (又は当期純損失(△))	205,002	202,706	362,925	333,941	239,472
出資総額	591	834	814	805	799
出資総口数	1,182	1,669	1,629	1,610	1,599
純資産額	3,656	7,950	8,220	8,675	9,107
総資産額	130,127	220,442	218,980	219,192	221,299
預金積金残高	124,322	208,764	207,381	207,100	209,092
貸出金残高	62,198	94,665	92,804	90,677	91,000
有価証券残高	24,653	51,593	55,456	55,970	58,646
単体自己資本比率	7.86	9.95	10.81	10.69	10.47
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	20	20	20	20	20
役員数	12	17	14	15	15
うち常勤役員数	6	10	8	9	9
職員数	183	276	266	262	259
会員数	13,118	21,807	21,635	21,353	21,176

法令等遵守

当金庫は、地域金融機関として、その社会的使命と公共性を十分自覚し、金庫の経営の健全性を高め、お客様より一層信頼される金融機関となるために、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンス態勢の整備と強化に努めています。

●法令等遵守体制

当金庫ではコンプライアンスを推進・実現するための具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを毎年作成し、またコンプライアンスを実現するための具体的な手引書となるコンプライアンス・マニュアルを策定し、研修等により役職員に内容の周知を図っています。

平成11年には、法令や社会的規範を遵守し、金庫経営に万全を期すことを目的として倫理憲章（平成18年4月に「行動綱領」に改正）を制定いたしました。業務を遂行するに当たって遵守すべき法律・規則はもとより、倫理や社会的規範について役職員一人ひとりの意識向上につとめ、法令等遵守の浸透、徹底を図っています。

行動綱領

（信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任）

1. 信用金庫の持つ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

（質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献）

2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様のニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

（法令やルールへの厳格な遵守）

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

（地域社会とのコミュニケーション）

4. 経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

（従業員の人権の尊重等）

5. 従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

（環境問題への取組み）

6. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

（社会貢献活動への取組み）

7. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

（反社会的勢力との関係遮断）

8. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

●個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

●内部統制システム構築に関する整備事項について

当金庫では、業務の適正を確保するための体制等として、以下の10項目の整備事項を理事会で定め、実践しています。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
8. 監事への報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
9. 監事の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

●金融商品販売に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際して、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

金融ADR制度への対応

●苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は7ページ参照）または総務部（電話：0835-23-2332）にお申し出ください。

●紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部」にお尋ねください。

リスク管理の基本方針

金融の自由化・国際化の進展並びにコンピュータ技術の著しい進歩等により、金融業務の多様化・高度化が進展し、金融機関を取り巻くリスクは一層多様化・複雑化してきています。このような中において各種リスクを正確に把握・分析し、コントロールしながら経営の健全性を確保し、安定した業務運営を行っていくことが金融機関経営の重要な課題となっています。

当金庫ではリスク管理を経営の最重要課題と位置づけ、統合的なリスク管理態勢の構築を目指し、常にリスク管理体制を整備・強化し、リスクを受容可能な水準に収め、「健全性の維持」と「収益力の強化」相互にバランスのとれた経営に取り組んでおります。

● リスク管理体制

信用リスク	信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し当金庫が損失を被るリスクのことで、貸出資産の健全性を維持するため、小口多数化によるリスク分散や与信業務の基本指針等を明示した「クレジットポリシー」の遵守など、信用リスク管理の厳正化に努めております。
市場リスク	市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフバランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、当金庫は「ALM委員会」を設置し、経済、金利の見通しなどを検討するなど資産・負債の総合管理に努めております。
流動性リスク	流動性リスクとは、市場流動性リスクと資金繰りリスクからなり、市場流動性リスクとは、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことで、当金庫では、日次、週次、月次で資金繰り管理表を作成し、適切な資金管理に努めております。
オペレーショナル・リスク	オペレーショナル・リスクとは内部プロセス・人・システムが不適切であること若しくは機能しないこと、又は外生的事象に起因する損失に係わるリスクで、当金庫は次の6つのリスクと定義しております。
事務リスク	事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスクのことで、監査部による定例監査や事務部による臨店事務指導などによって事務水準の向上、事務処理の適正化に努めております。
システムリスク	システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備、不正利用等により当金庫が損失を被るリスクのことで、当金庫は被災に備えてバックアップ体制を整備している一般社団法人しんきん共同センターのシステム利用や「コンティンジェンシープラン（コンピュータシステムの災害等の緊急時対応計画要綱）」の作成など万一の際の態勢強化に努めております。
法務リスク	法務リスクとは、お客様に対する過失による義務違反及び不適切なビジネス・マーケット慣行から生じる損失・損害を被るリスクで、当金庫は法令等遵守態勢や顧客保護等管理態勢の構築に努めております。
風評リスク	風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから損失・損害が生じるリスクで、当金庫の評判に影響を及ぼすと思われる情報の収集・分析など、適切な管理に努めております。
人的リスク	人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当て・解雇等の問題）および差別的行為（セクシャルハラスメント等）から生じる損失・損害で、関連諸規程の整備及び適切な人事管理・人事運営に努めております。
有形固定資産リスク	災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害のことで、管理体制や連絡態勢の整備に努めております。



定性的開示事項

●自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。
なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	東山口信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	799百万円
償還期限	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで利益の内部留保による資本の積上げ等により自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

●信用リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもと、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の基本的指針等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの管理は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信構造（ポートフォリオ）管理として自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析を行うとともにモンテカルロシミュレーションを活用して、信用リスクの計量化なども行っています。信用リスク管理の状況については、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金については正常先、その他要注意先、要管理先について、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先について、担保及び保証による回収見込額を控除し、その残額を計上しております。

(2)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社を採用しています。

- ・格付投資情報センター
- ・日本格付研究所
- ・スタンダード&プアーズ
- ・ムーディーズ

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は融資に際して、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまで補完的措置であり、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として当金庫が扱う主要な担保としては自金庫預金積金等、また保証には、信用保証協会保証、政府関係機関保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「事務取扱規程」及び「事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価・管理を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務取扱規程」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。



● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

● 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。また、再証券化取引とは、証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである証券化取引をいい、再証券化エクスポージャーとはそのエクスポージャーをいいます。

当金庫が証券化取引（再証券化取引を含む。以下本項において同じ。）を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行うこととしております。

当金庫が保有する証券化エクスポージャーについては、信用リスク及び市場リスクが内包されますが、「余資運用基準規程」及び「統合的リスク管理規程」等で定める保有限度枠内で取り扱うとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行うこととしております。

(2) 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャーおよびその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であることを経理部において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行ったうえで判断することとしております。

また、保有する証券化エクスポージャーについては、経理部において当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を適時に収集し、リスク管理委員会へ報告を行い、リスク管理委員会は、経理部から報告を受けた内容を確認し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行い、常務会へ報告することとしております。

なお、再証券化エクスポージャーについても、証券化エクスポージャーと同様の対応を行うこととしております。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いておりません。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することとしております。

(5) 信用金庫の子法人等（連結子法人等を除く）のうち、当該信用金庫が行った証券化取引（信用金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当ございません。

(6) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引に関する金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識、その評価及び会計処理については、企業会計基準委員会「金融商品に関する会計基準」等に準拠しており、時価を把握することが極めて困難と認められる場合を除き、市場価格及びこれに準じるものとして合理的に算定された価格による評価を実施することとしております。

(7) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下のとおりです。

なお、証券化エクスポージャーの種類ごとに使用する適格格付機関を分類はしておりません。

- ・ 格付投資情報センター
- ・ 日本格付研究所
- ・ スタンダード&プアーズ
- ・ ムーディーズ

●オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では各リスク管理要領に基づき、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

事務リスク管理については、事務リスク管理要領にリスク管理の手法と手続きを定め、本部・営業店一体となりその遵守の徹底を図り、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、システムリスク管理要領に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、各項目について運用面の徹底を図り、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについても、苦情相談に対する担当部署の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会等、各種委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

●銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託等にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を経営陣に報告するとともに、複合的なリスクの分析を実施し、定期的に経営陣やリスク管理委員会へ報告しています。

一方、非上場株式、政策投資株式に関しては、当金庫が定める「余資運用基準規程」に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

●銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（BPV）の計測や、シミュレーションによる収益への影響度、更には新商品等の導入による影響など、定期的に計測を行い、リスク管理委員会で協議検討をするとともに、経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- ・計測手法 金利ラダー方式
- ・コア預金 対象：流動性預金全般（普通預金、貯蓄預金等）
算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差引いた残高、③現在残高の50%相当額、
以上3つのうち最小の額を上限
- 満 期：5年以内（平均2.5年）
- ・金利感応資産・負債 預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
- ・金利ショック幅 99%タイル値又は1%タイル値
- ・リスク計測の頻度 月次（前月末基準）

定量的開示事項

●自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	平成 26 年度		平成 27 年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	7,362		7,565	
うち、出資金及び資本剰余金の額	805		799	
うち、利益剰余金の額	6,590		6,798	
うち、外部流出予定額 (△)	32		31	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 1		△ 0	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	561		391	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	561		391	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45% に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	136		121	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	8,060		8,078	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	3	12	3	5
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3	12	3	5
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る 10% 基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る 15% 基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3		3	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	8,057		8,074	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	69,910		71,902	
資産 (オン・バランス) 項目	69,565		71,532	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,149		△ 1,338	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係るものの額	12		5	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	—		—	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額	—		—	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	△ 1,500		△ 1,681	
うち、上記以外に該当するものの額	337		337	
オフ・バランス取引等項目	332		311	
CVA リスク相当額を 8% で除して得た額	11		58	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	0		0	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額	5,408		5,217	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	75,318		77,119	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	10.69%		10.47%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成26年度		平成27年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	69,910	2,796	71,902	2,876
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	70,842	2,833	73,125	2,925
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	61	2	61	2
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	170	6	200	8
我が国の政府関係機関向け	489	19	462	18
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	17,109	684	16,777	671
法人等向け	15,022	600	16,626	665
中小企業等向け及び個人向け	18,153	726	18,036	721
抵当権付住宅ローン	3,954	158	3,672	146
不動産取得等事業向け	6,623	264	6,651	266
3ヵ月以上延滞等	873	34	797	31
取立未済手形	3	0	3	0
信用保証協会等による保証付	571	22	579	23
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	1,230	49	2,216	88
出資等のエクスポージャー	1,230	49	2,216	88
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	6,578	263	7,039	281
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,750	110	2,750	110
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	733	29	1,473	58
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	3,095	123	2,816	112
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化（オリジネーター）	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外）	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	205	8	56	2
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	350	14	343	13
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,500	△ 60	△ 1,681	△ 67
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	11	0	58	2
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	5,408	216	5,217	208
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	75,318	3,012	77,119	3,084

- (注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%



●信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3ヶ月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその 他のデリバティブ以外のオフ・ バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度		
地域区分										
業種区分										
期間区分										
国 内	216,268	214,735	91,251	91,467	48,450	45,388	—	—	1,008	1,194
国 外	4,017	7,131	—	—	3,302	5,214	—	—	—	—
地 域 別 合 計	220,285	221,866	91,251	91,467	51,753	50,603	—	—	1,008	1,194
製 造 業	7,616	8,000	5,305	5,152	2,208	2,707	—	—	82	73
農 業、 林 業	113	107	113	107	—	—	—	—	—	—
漁 業	68	59	68	59	—	—	—	—	20	20
鉱業、採石業、 砂利採取業	35	31	35	31	—	—	—	—	—	—
建 設 業	8,010	8,065	7,909	7,965	99	99	—	—	129	259
電気・ガス・熱供 給・水道業	2,416	2,808	408	494	2,005	2,309	—	—	—	—
情 報 通 信 業	114	229	104	119	—	100	—	—	5	—
運 輸 業、 郵 便 業	4,791	4,808	4,483	3,579	297	1,217	—	—	6	6
卸 売 業、 小 売 業	7,694	7,692	7,091	6,989	501	701	—	—	175	139
金 融 業、 保 険 業	89,330	90,948	10,566	12,735	11,602	11,314	—	—	—	—
不 動 産 業	10,770	11,253	8,326	8,441	1,500	1,200	—	—	316	348
物 品 貸 貸 業	914	1,175	310	272	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	719	656	719	656	—	—	—	—	3	0
宿 泊 業	288	263	288	263	—	—	—	—	10	10
飲 食 業	1,814	2,026	1,814	2,026	—	—	—	—	106	148
生活関連サービ ス業、娯楽業	3,285	3,026	3,278	3,019	—	—	—	—	21	20
教育、学習支援業	486	452	486	452	—	—	—	—	20	—
医 療、 福 祉	6,733	6,510	6,733	6,510	—	—	—	—	—	15
その他のサービス	2,580	2,805	2,580	2,805	—	—	—	—	14	11
国・地方公共団体等	42,906	41,245	6,739	6,233	33,537	30,954	—	—	—	—
個 人	23,885	23,549	23,885	23,549	—	—	—	—	96	139
そ の 他	5,708	6,148	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	220,285	221,866	91,251	91,467	51,753	50,603	—	—	1,008	1,194
1 年 以 下	47,762	44,059	10,000	13,987	5,272	5,356	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	41,279	49,765	10,233	6,939	9,046	6,289	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	22,322	21,827	10,947	9,274	4,784	5,152	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	14,917	18,182	6,876	7,247	7,390	10,634	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	33,941	23,299	9,169	8,190	16,071	12,208	—	—	—	—
1 0 年 超	52,162	55,885	42,975	44,924	9,187	10,961	—	—	—	—
期 間 の 定 め の ない も の	7,439	8,494	587	551	—	—	—	—	—	—
そ の 他	460	351	460	351	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	220,285	221,866	91,251	91,467	51,753	50,603	—	—	—	—

- (注) 1. オフバランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「3ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記業種区分の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
 4. 上記期間区分の「その他」は、裏付となる個々の残存期間を把握することが困難なエクスポージャーです。具体的には代理貸付等です。
 5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業種別区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	26年度	27年度	26年度	27年度	目的使用		その他		26年度	27年度	26年度	27年度
					26年度	27年度	26年度	27年度				
製 造 業	45	48	48	36	5	10	40	37	48	36	29	—
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	212	182	182	204	20	1	191	180	182	204	15	3
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	69	69	69	69	—	—	69	69	69	69	—	—
運 輸 業、郵 便 業	650	630	630	625	2	0	648	629	630	625	1	132
卸 売 業	67	121	121	77	—	44	67	76	121	77	—	5
小 売 業	173	151	151	180	23	4	149	147	151	180	6	0
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	256	250	250	244	3	7	252	243	250	244	4	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	0	1	1	—	—	—	0	1	1	—	—	—
宿 泊 業	3	3	3	3	0	0	3	2	3	3	—	—
飲 食 業	130	68	68	75	56	2	74	65	68	75	—	0
生活関連サービス業、娯楽業	332	330	330	338	0	0	332	329	330	338	1	—
教育、学習支援業	17	20	20	—	—	17	17	2	20	—	—	—
医 療 ・ 福 祉	14	8	8	2	—	—	14	8	8	2	—	—
その他のサービス業	4	3	3	7	0	—	4	3	3	7	0	—
地 方 公 共 団 体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人（住宅・消費・納税資金等）	69	75	75	62	0	15	69	59	75	62	4	12
海外円借款、国内名義現地貸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	2,047	1,965	1,965	1,927	111	104	1,935	1,860	1,965	1,927	64	155

※1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 ※2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成26年度		平成27年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	39,004	—	38,167
10%	—	10,092	—	10,127
20%	913	87,362	1,349	87,711
35%	—	11,436	—	10,650
50%	5,387	417	7,426	359
70%	—	100	—	—
75%	—	36,128	—	35,253
100%	542	28,206	637	29,644
120%	—	100	—	—
150%	—	593	—	538
合 計	6,843	213,441	9,412	212,453

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

●信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,943	1,749	9,757	9,707	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は、オリジネーター及び投資家としての証券化取引はございません。

●出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	平成26年度		平成27年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	277	277	262	262
非上場株式等	1,880	1,880	3,147	3,147
合計	2,157	2,157	3,410	3,410

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度
売却益	10	43
売却損	3	2
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度
評価損益	187	112

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度
評価損益	—	—

●金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	954	862

(注) 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを99パーセンタイル値又は1パーセンタイル値として金利リスクを算出しております。

●とうしんトピックス

平成27年度は、自治体や金融機関と様々な分野で協働して地方創生に係る取組みを行うことや、地域・業態を超えた金融機関の協働により地域活性化を図ることを目的として下記の包括連携協定を締結いたしました。

■地方創生に係る包括連携協定

- *12月24日 防府市
- * 2月22日 山口県
 - ※当金庫・西中国信用金庫・萩山口信用金庫の県内3金庫協働で締結

■薩長土肥包括連携協定

- *3月3日 南日本銀行、当金庫、高知銀行、幡多信用金庫、佐賀共栄銀行
 - ※鹿児島県（薩摩）・山口県（長州）・高知県（土佐）・佐賀県（肥後）の4県5金融機関で締結



防府市と当金庫との包括連携協定 調印式



山口県と県内3金庫（当金庫・西中国信金・萩山口信金）との包括連携協定 調印式



薩長土肥包括連携協定 締結式

● 地域貢献

地域社会活性化のお手伝いとして、金融面にとどまらず文化的・社会的活動にも積極的に取り組み、地域との結びつきを大切にしています。

地域行事への参加

- ・ 防府天満宮御神幸祭、柳井まつり、徳山夏まつり、上関水車まつり、ひらお十七夜まつり、たぶせ桜まつり、サンフェスタ新南陽等の地域の行事に積極的に参加しております。

環境保護活動

- ・ 省エネルギーへの取り組みや清掃活動への取り組みを通じて、地域の環境保護活動に取り組んでおります。

文化活動

- ・ 各営業店のロビーで、イベントや地元の方々の様々な作品展を開催しております。

次世代の育成

- ・ 小学生、大学生の職場体験学習・職場訪問を積極的に受入れ、次世代の金融教育に取り組んでいます。

福祉活動

- ・ 毎年6月15日の「信用金庫の日」には、当金庫の役職員のほか、お客様にもご協力をいただいて「献血活動」を行っております。

■ 地域行事への参加



徳山まつり



防府天満宮御神幸祭

■ 次世代の育成



インターンシップの受入

■ 福祉活動



信用金庫の日の献血活動

■ 環境への取組み



新入職員による駅前清掃

■ ロビー展（趣味・イベント等の展示会）



書道展（華城支店）



切り絵展（本店）



児童画展（中関支店）



木のおもちゃ展（中関支店）



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組方針

当金庫は地域に根ざした協同組織の地域金融機関として、「円滑なる金融サービスにより、地域産業経済の発展と振興および地域住民の生活向上に寄与する」ことを経営理念とし、中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に資金供給するにとどまらず、地元企業の育成、振興を幅広く支援する取組みを継続・実践してまいります。

平成25年3月31日に「中小企業金融円滑化法」の期限が到来しましたが、当金庫はこれまでと同様にコンサルティング機能を積極的に発揮し、お客様の経営相談・経営改善に関するきめ細かな経営改善支援に取組むとともに、外部専門家や外部機関等との連携を図り、お客様の事業拡大や経営改善等に向けた取組みを最大限支援し、地域社会の繁栄に貢献してまいります。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備

金融円滑化管理に関する組織体制、権限及び役割、方法等を定めることによって、適切なリスク管理体制の下、関係金融機関等との連携を十分に図りながら、金融仲介機能・コンサルティング機能を積極的に発揮していくことを目的とした「金融円滑化管理規程」を制定しています。

組織体制として、金融円滑化管理全般を統括するため金融円滑化管理部門（融資管理部・融資部）を設け、金融円滑化管理責任者を融資管理部長とし、営業店においては、店長を金融円滑化対応責任者、営業担当役員を金融円滑化対応相談窓口の責任者としています。

取引先企業の立場に立った最適なソリューションを提案するため、他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携を図っています。

3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

(1) 創業・新規事業開業の支援

- ① 中小企業経営力強化支援法に基づく、経営革新等支援機関の認定（以下、認定支援機関とする）を受け、創業補助金等の対応を行っています。
- ② 創業支援専用商品の「とうしんサポートローン」や山口県中小企業制度融資である「起業化支援資金」山口県信用保証協会保証付「創業ファイブ保証」などを活用して、創業および新分野へ進出される方の支援を行っています。
- ③ 防府市と創業支援個別協定を締結し、地場産業の維持や雇用の拡大の実績を図っています。
- ④ 協調融資など創業者のニーズにワンストップで対応するため、日本政策金融公庫と創業分野の連携を行っています。

【取組実績】

実 績	主な取組実績	26年度実績		27年度実績	
		創業（起業化）・新事業 支援融資	18件	44百万円	9件

(2) 成長段階における支援

- ① 「山口県しんきん合同ビジネスフェア」を開催し、企業展示コーナーによるフリー商談会やバイヤーとの個別商談を行い、取引先企業の販路拡大・業容の拡大に向けた支援をしています。
平成27年度開催分 開催当日成約件数34件（県内3金庫合算）
- ② 不動産担保・個人保証に過度に依存しない事業性融資商品として「ステップ」、「ジャンプアップ」及び「これ・ええねえー」の推進を図っています。

【取組実績】

実績	主な取組み商品	27年度実績		28年3月末残高	
	事業者カードローン ステップ	24件	92百万円	68件	189百万円
無担保・無保証ローン ジャンプアップ	3件	9百万円	9件	18百万円	
無担保・無保証ローン これ・ええねー	3件	6百万円	33件	27百万円	

(3) 経営改善・事業再生等の支援

- ①認定支援機関として、信用保証協会と連携して「経営力強化保証」を積極的に活用し、経営改善・事業再生に向けた資金供給を行っています。
- ②他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携を図り、経営改善・事業再生等の支援を行っています。

(外部連携機関)

- ・やまぐち産業振興財団
- ・山口県中小企業再生支援協議会
- ・山口県経営改善支援センター
- ・経済産業省（中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業）
- ・国土交通省（建設業のための経営戦略アドバイザー事業）
- ・山口県中小企業支援ネットワーク（やまぐちサポート会議）
- ・信金中央金庫
- ・(株)地域経済活性化支援機構
- ・中小企業基盤整備機構
- ・TKC中国会
- ・山口県中小企業診断協会
- ・経営コンサルタントや税理士など外部専門家

経営改善支援の取組み実績

【27年4月～28年3月】

期初 債務者数	うち 経営改善支援 取組み先数	α のうち期末 に債務者区分 がランクアッ プした先数	α のうち期末 に債務者区分 が変化しなか った先数	α のうち再生 計画を策定し ている全ての 先数	経営改善 支援取組 み率	ランクア ップ率	再生計画 策定率
		β	γ	δ			
A	α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α
1,757先	22先	2先	20先	22先	1.3%	11%	100%

- (注)
- ・期初債務者数及び債務者区分は27年4月1日時点で整理。
 - ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
 - ・ β には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。
なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α に含めるものの β に含めない。
 - ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
 - ・ γ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
 - ・ δ には金融機関独自の再生計画策定先のほか、中小企業支援協議会、RCC、地域経済活性化支援機構、産業復興機構へ東日本大震災事業者再生支援機構などと連携した再生計画策定先を含む。

③農業経営アドバイザーおよび動産評価アドバイザーの配置について

地域金融機関として中小企業・小規模事業者の多様化するニーズや成長分野への支援に対応するため、農業経営アドバイザーおよび動産評価アドバイザーの資格取得に積極的に取組み、農業経営アドバイザーを本部1名、営業店2名、また、動産評価アドバイザーを本部1名、営業店1名配置しております。今後は、アドバイザーが中心となって農業分野への支援および「6次産業化」への積極的な取組みを推進するとともに、新たな融資手法に取組むことで地域経済の活性化や金融円滑化に貢献してまいります。

4. 地域の活性化に関する取組み状況

「地方創生支援委員会」の設置について

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地方公共団体が求められている「地方版総合戦略」の策定および推進を支援するための「地方創生支援委員会」を設置し、積極的に参画することで地域経済の発展に貢献しております。



資料編

貸借対照表	27 ~ 31
損益計算書	32
剰余金処分計算書	33
会計監査人による監査	33
財務諸表の適正性等の確認	33
営業報告	34 ~ 41
退職給付会計	42
役職員報酬体系	43
主要な事業の内容	44 ~ 46
業務のご案内	47 ~ 49
CD / ATM営業案内	49
信金中央金庫のご案内	50
開示事項一覧	51

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第24期 平成27年3月31日現在	第25期 平成28年3月31日現在
(資産の部)		
現 金	2,249	2,329
預け金	64,538	64,358
買入手形	-	-
コールローン	-	-
買現先勘定	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買入金銭債権	1,000	1,000
金銭の信託	3,000	1,940
商品有価証券	-	-
商品国債	-	-
商品地方債	-	-
商品政府保証債	-	-
その他の商品有価証券	-	-
有価証券	55,970	58,646
国債	15,129	12,722
地方債	8,778	8,547
短期社債	-	-
社債	25,717	25,629
株式	53	90
その他の証券	6,290	11,655
貸出金	90,677	91,000
割引手形	875	832
手形貸付	4,753	5,373
証書貸付	82,070	81,829
当座貸越	2,977	2,964
外国為替	-	-
外国他店預け	-	-
外国他店貸	-	-
買入外国為替	-	-
取立外国為替	-	-
その他資産	1,067	1,365
未決済為替貸	15	18
信金中金出資金	681	1,021
前払費用	4	13
未収収益	285	254
先物取引差入証拠金	-	-
先物取引差金勘定	-	-
保管有価証券等	-	-
金融派生商品	-	-
金融商品等差入担保金	-	-
リース投資資産	-	-
その他の資産	79	57
有形固定資産	2,720	2,596
建物	1,287	1,215
土地	1,055	1,055
リース資産	106	79
建設仮勘定	-	-
その他の有形固定資産	270	245
無形固定資産	15	9
ソフトウェア	12	6
のれん	-	-
リース資産	-	-
その他の無形固定資産	3	3
前払年金費用	-	-
繰延税金資産	-	-
再評価に係る繰延税金資産	-	-
債務保証見返	488	379
貸倒引当金	△2,534	△2,326
(うち個別貸倒引当金)	(△1,973)	(△1,935)
資産の部合計	219,192	221,299

(単位：百万円)

科 目	第24期 平成27年3月31日現在	第25期 平成28年3月31日現在
(負債の部)		
預金積金	207,100	209,092
当座預金	1,957	1,818
普通預金	68,864	70,678
貯蓄預金	675	676
通知預金	112	103
定期預金	125,424	125,446
定期積金	8,919	9,250
その他の預金	1,146	1,118
譲渡性預金	-	-
借入金	874	802
借入金	874	802
当座借越	-	-
再割引手形	-	-
売渡手形	-	-
コールマネー	-	-
売現先勘定	-	-
債券貸借取引受入担保金	-	-
コマーシャル・ペーパー	-	-
外国為替	-	-
外国他店預り	-	-
外国他店借	-	-
売渡外国為替	-	-
未払外国為替	-	-
その他負債	983	858
未決済為替借	47	40
未払費用	325	221
給付補填備金	27	21
未払法人税等	1	1
前受収益	38	39
払戻未済金	10	13
払戻未済持分	1	1
職員預り金	363	365
先物取引受入証拠金	-	-
先物取引差金勘定	-	-
借入商品債券	-	-
借入有価証券	-	-
売付商品債券	-	-
売付債券	-	-
金融派生商品	-	-
金融商品等受入担保金	-	-
リース債務	106	79
資産除去債務	21	21
その他の負債	40	51
賞与引当金	105	102
役員賞与引当金	-	-
退職給付引当金	306	210
役員退職慰勞引当金	114	137
睡眠預金払戻損失引当金	8	8
偶発損失引当金	26	12
固定資産撤去損失引当金	10	-
繰延税金負債	399	486
再評価に係る繰延税金負債	100	100
債務保証	488	379
負債の部合計	210,517	212,192
(純資産の部)		
出資金	805	799
普通出資金	805	799
優先出資金	-	-
優先出資申込証拠金	-	-
資本剰余金	-	-
資本準備金	-	-
その他資本剰余金	-	-
利益剰余金	6,590	6,798
利益準備金	854	854
その他利益剰余金	5,736	5,943
特別積立金	5,300	5,600
(体質強化積立金)	(-)	(-)
当期末処分剰余金	-	-
(又は当期末処理損失金)	436	343
処分未済持分	△1	△0
自己優先出資	-	-
自己優先出資申込証拠金	-	-
会員勘定合計	7,394	7,597
その他有価証券評価差額金	1,043	1,273
繰延ヘッジ損益	-	-
土地再評価差額金	237	237
評価・換算差額等合計	1,280	1,510
純資産の部合計	8,675	9,107
負債及び純資産の部合計	219,192	221,299

●借対照表に関する注記(第25期 平成27年度)

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は時価法により行っております。
4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 建物 | 2年～50年 | その他 | 2年～45年 |
|----|--------|-----|--------|
5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。ただし、内航海運業のその他要注意先債権のうち、当金庫の基準に該当した債権については、個別に船舶、返済実績などを考慮して必要と認める額を計上しており、その金額は209百万円であります。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取引可能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,585百万円であります。
8. 貸与引当金は、職員への貸与の支払いに備えるため、職員に対する貸与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
- 過去勤務費用 : その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- | | |
|------------------------------------|--------------|
| ① 制度全体の積立状況に関する事項(平成27年3月31日現在) | |
| 年金資産の額 | 1,659,830百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | |
| と最低責任準備金の額との合計額 | 1,824,563百万円 |
| 差引額 | △164,732百万円 |
| ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成27年3月31日現在) | 0.2333% |
| ③ 補足説明 | |
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高247,567百万円及び別途積立金82,834百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金40百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生している額と認められる額を計上しております。
11. 睡眠負債払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
14. 有形固定資産の減価償却累計額3,665百万円
15. 借対照表に計上した固定資産のほか、現金自動預金支払機、電話設備、端末機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
16. 貸出金のうち、破綻先債権額は157百万円、延滞債権額は3,946百万円あります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
17. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は36百万円あります。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3日以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
18. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は456百万円あります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
19. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,597百万円あります。
- なお、16.から19.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
20. ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(平成26年11月28日)に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、113百万円あります。
21. 手形割引は、業種別審査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は832百万円あります。
22. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|----------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 300百万円 |
| 預け金 | 1,000百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 別段預金(歳入代理店) | 77百万円 |
| 借入金 | 802百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金8,507百万円を差し入れております。
- また、その他の資産には、保証金4百万円が含まれております。
23. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成13年12月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出しております。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 325百万円
24. 出資1口当たりの純資産額5,697円57銭
25. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当金庫は、信用リスク管理要領及び融資事務取扱要領等に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの信用管理は、各営業店のほか融資部及び融資管理部により行われ、また、定期的に経営陣による重点管理先会議、常務会及び理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理

- (i) 金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
総合的リスク管理規程及び市場リスク管理要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された統合的リスク管理方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には経理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、ALM委員会及びリスク管理委員会で検討のうえ常務会に定期的に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、市場リスク管理要領に基づき管理しております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用基準規程に従って行われております。このうち、経理部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて価格変動リスクの軽減を図っております。
保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は経理部を通じ、ALM委員会及びリスク管理委員会で検討のうえ常務会に定期的に報告されております。
- (iv) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」及び「預金」等の市場リスク量をVaRにより計測し、取得したリスク量が限度額の範囲内となるよう管理しております。
当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、平成28年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で3,248百万円です。
ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
26. 金融商品の時価等に関する事項
平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	64,358	64,653	294
(2) 買入金銭債権	1,000	1,000	0
(3) 金銭の信託	1,940	1,940	—
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	9,755	10,878	1,122
其他有価証券	48,817	48,817	—
(5) 貸出金	91,000		
貸倒引当金（*2）	△2,310		
	88,689	92,916	4,226
金融資産計	214,561	220,206	5,644
(1) 預金積金	209,092	209,444	351
(2) 借入金	802	880	78
金融負債計	209,894	210,325	430

（*1）貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

- (1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、仕組預け金については、取引金融機関から提示された価格によっております。
- (2) 買入金銭債権
取引金融機関から提示された価格によっております。
- (3) 金銭の信託
取引金融機関から提示された価格によっております。
- (4) 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。
なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については27.から29.に記載しております。
- (5) 貸出金
貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額

金融負債

- (1) 預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。
- (2) 借入金
一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	53
組合出資金（*2）	19
合 計	73

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

（*2）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金（*）	21,707	42,650	—	—
買入金銭債権	900	100	—	—
金銭の信託	1,940	—	—	—
有価証券	5,283	11,197	23,347	10,500
満期保有目的の債券	283	713	2,850	5,900
其他有価証券のうち満期があるもの	5,000	10,484	20,497	4,600
貸出金（*）	19,391	25,026	14,491	26,534
合 計	49,221	78,973	37,838	37,034

（*）預け金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注4）借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（*）	166,024	41,940	423	703
借入金	72	270	300	160
合 計	166,096	42,210	723	863

（*）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

27. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」が含まれております。

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	3,712	4,462	750
	地方債	1,237	1,298	61
	社債	2,106	2,351	245
	その他	3,099	3,179	79
	小計	10,155	11,292	1,136
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	600	585	△14
	小計	600	585	△14
合計		10,755	11,878	1,122

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	39,185	37,631	1,553
	国債	9,010	8,503	506
	地方債	7,309	6,966	342
	社債	22,864	22,160	703
	その他	5,678	5,348	330
	小計	44,863	42,979	1,883
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	36	37	△1
	債券	658	700	△42
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	658	700	△42
	その他	3,258	3,339	△81
	小計	3,953	4,077	△123
合計		48,817	47,057	1,759

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	4,690	221	0
国債	1,986	107	—
地方債	416	17	—
社債	2,287	96	0
その他	191	43	2
合計	4,881	265	2

29. 減損処理を行った有価証券

有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当事業年度における減損処理は、該当ございません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に対し50%以上下落している状態にあること、または30%以上下落し回復の見込みがない状態にあることです。

30. 運用目的の金銭の信託

運用目的の金銭の信託	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
	1,940	—

31. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、15,987百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが3,697百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損算入限度超過額	566百万円
貸出金償却損算入限度超過額	386百万円
繰越欠損金	1,060百万円
退職給付引当金	58百万円
減価償却損算入限度超過額	67百万円
その他	162百万円
繰延税金資産小計	2,301百万円
評価性引当額	△2,301百万円
繰延税金資産合計	—百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	486百万円
繰延税金負債合計	486百万円
繰延税金負債の純額	486百万円

損益計算書

(単位：千円)

科 目	第24期		第25期	
	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日		自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	
経常収益		3,643,603		3,531,976
資金運用収益		2,857,725		2,798,608
貸出金利息		2,001,985		1,902,613
預け金利息		284,434		258,290
買入手形利息		-		-
コールローン利息		-		-
買現先利息		-		-
債券貸借取引受入利息		-		-
有価証券利息配当金		546,717		609,856
金利スワップ受入利息		-		-
その他の受入利息		24,588		27,846
役員取引等収益		244,976		243,404
受入為替手数料		119,530		115,923
その他の役員収益		125,446		127,481
その他業務収益		162,988		232,780
外国為替売買益		-		-
商品有価証券売買益		-		-
国債等債券売却益		154,697		221,407
国債等債券償還益		-		-
金融派生商品収益		8,290		11,372
その他の業務収益		-		-
その他経常収益		377,912		257,183
貸倒引当金戻入益		45,481		103,117
償却債権取立益		240,686		85,432
株式等売却益		10,066		43,638
金銭の信託運用益		68,630		-
その他の経常収益		13,047		24,995
経常費用		3,282,949		3,268,035
資金調達費用		200,773		195,814
預金利息		168,321		164,672
給付補填備金繰入額		13,379		13,276
譲渡性預金利息		-		-
借入金利息		15,423		14,268
売渡手形利息		-		-
コールマネー利息		-		-
売現先利息		-		-
債券貸借取引支払利息		-		-
コマニシャル・ペーパー利息		-		-
金利スワップ支払利息		-		-
その他の支払利息		3,648		3,596
役員取引等費用		222,460		223,977
支払為替手数料		41,241		40,303
その他の役員費用		181,218		183,673
その他業務費用		944		927
外国為替売買損		-		-
商品有価証券売買損		-		-
国債等債券売却損		320		322
国債等債券償還損		-		-
国債等債券償却		-		-
金融派生商品費用		-		-
その他の業務費用		624		604
経費		2,744,209		2,598,365
人件費		1,775,735		1,704,540
物件費		921,510		845,201
税金		46,962		48,623
その他経常費用		114,561		248,951
貸倒引当金繰入額		-		-
貸出金償却		64,276		155,376
株式等償却		3,018		2,655
金銭の信託運用損		-		68,754
その他資産償却		5,855		5,721
その他の経常費用		41,411		16,442
経常利益 (又は経常損失)		360,653		263,940
特別利益		64,286		-
固定資産処分益		-		-
負のれん発生益		-		-
金融商品取引責任準備金取崩額		-		-
その他の特別利益		64,286		-
特別損失		109,561		22,719
固定資産処分損		46,868		5,755
減損損失		62,692		16,964
金融商品取引責任準備金繰入額		-		-
その他の特別損失		-		-
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)		315,378		241,221
法人税、住民税及び事業税		2,337		1,920
過年度法人税還付税額		△20,899		-
法人税等調整額		-		△171
法人税等合計		△18,562		1,748
当期純利益 (又は当期純損失)		333,941		239,472
繰越金 (当期首残高)		313,693		103,809
会計方針の変更による累積的影響額		△212,067		-
会計方針の変更を反映した繰越金 (当期首残高)		101,625		-
土地再評価差額金取崩額		447		-
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)		436,014		343,281

●損益計算書に関する注記（第25期 平成27年度）

注1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たり当期純利益金額149円64銭

3. その他の経常収益には、偶発損失引当金戻入13,804千円を含んでおります。また、その他の経常費用には、責任共有制度負担金8,554千円、債権売却損6,318千円を含んでおります。

4. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失（千円）
下松市	営業用店舗1ヵ所	建 物	16,964
合 計			16,964

営業用店舗については、営業店（相互補完性のある営業店グループは当該グループ単位）毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店をグルーピングの最小単位としております。遊休資産は、各資産をグルーピングの最小単位としております。本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

当期において、移転の意思決定をした営業用店舗に係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を「減損損失」として特別損失に計上しております。当該損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額（「固定資産税評価額」等に基づき算出）であります。

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	第24期		第25期	
	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日		自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	
当期末処分剰余金（又は当期末処理損失金）	436,014,663		343,281,661	
積立金取崩額	—		—	
剰余金処分額	332,205,186		231,717,543	
利益準備金	—		—	
普通出資に対する配当金	(年4%) 32,205,186		(年4%) 31,717,543	
優先出資に対する配当金	(年-%) —		(年-%) —	
事業の利用分量に対する配当金	(-円につき-円の割合) -		(-円につき-円の割合) -	
特別積立金	300,000,000		200,000,000	
繰越金（当期末残高）	103,809,477		111,564,118	

会計監査人による監査

平成26年度及び平成27年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

財務諸表の適正性等の確認

平成27年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成28年6月22日

東 山 口 信 用 金 庫

理 事 長 嶋 本 博

● 業務粗利益

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度
資金運用収支	2,659,371	2,605,468
資金運用収益	2,857,725	2,798,608
資金調達費用	198,353	193,139
役務取引等収支	22,516	19,427
役務取引等収益	244,976	243,404
役務取引等費用	222,460	223,977
その他の業務収支	162,043	231,852
その他業務収益	162,988	232,780
その他業務費用	944	927
業務粗利益	2,843,931	2,856,748
業務粗利益率	1.31%	1.31%

(注) 1. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用
(平成26年度 2,419千円、平成27年度 2,674千円)
を控除して表示しております。

$$2. \text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

● 利益率

(単位：%)

	平成26年度	平成27年度
総資産経常利益率	0.16	0.11
総資産当期純利益率	0.15	0.10

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

● 資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
資金運用勘定	216,382	217,901	2,857,725	2,798,608	1.32	1.28
うち貸出金	91,804	91,918	2,001,985	1,902,613	2.18	2.06
うち預け金	69,006	68,868	284,434	258,290	0.41	0.37
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	53,889	55,078	546,717	609,856	1.01	1.10
資金調達勘定	209,994	211,741	198,353	193,139	0.09	0.09
うち預金積金	211,413	213,522	181,700	177,949	0.08	0.08
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	905	833	15,423	14,268	1.70	1.71

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成26年度 68百万円、平成27年度 70百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(平成26年度 2,688百万円、平成27年度 2,972百万円)及び利息(平成26年度 2,419千円、平成27年度 2,674千円)をそれぞれ控除して表示しております。

● 利鞘

(単位：%)

	平成26年度	平成27年度
資金運用利回	1.32	1.28
資金調達原価率	1.38	1.30
総資金利鞘	-0.06	-0.02

●受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	平成26年度			平成27年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	5,308	△ 229,854	△ 224,545	19,512	△ 78,630	△ 59,117
うち貸出金	△ 45,072	△ 77,877	△ 122,949	2,344	△ 101,715	△ 99,371
うち預け金	4,883	△ 45,465	△ 40,581	△ 517	△ 25,626	△ 26,143
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	12,569	△ 73,374	△ 60,804	12,277	50,862	63,139
支 払 利 息	94	△ 29,676	△ 29,582	1,593	△ 6,807	△ 5,213
うち預金積金	170	△ 28,821	△ 28,650	1,757	△ 5,509	△ 3,751
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	△ 1,224	29	△ 1,195	△ 1,225	70	△ 1,154

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法により算出しております。

●預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度
流 動 性 預 金	74,402	76,241
うち有利息預金	72,619	74,253
定 期 性 預 金	136,406	136,662
うち固定金利 定期預金	127,096	127,115
うち変動金利 定期預金	524	447
そ の 他	604	618
計	211,413	213,522
譲 渡 性 預 金	-	-
合 計	211,413	213,522

- (注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

●定期預金残高

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度
定 期 預 金	125,424	125,446
固定金利定期預金	124,925	125,015
変動金利定期預金	489	422
そ の 他	8	8

●貸出金平均残高

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度
手形貸付	5,562	5,211
証書貸付	82,253	82,949
当座貸越	3,042	2,904
割引手形	945	853
合 計	91,804	91,918

●貸出金残高

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度
貸出金	90,677	91,000
変動金利	42,094	42,243
固定金利	48,583	48,757

●貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度
当金庫預金積金	2,084	1,837
有価証券	198	198
動産	—	—
不動産	19,375	18,743
その他の他	—	1
計	21,657	20,780
信用保証協会・信用保険	14,652	14,193
保証	19,229	18,767
信用	35,137	37,258
合 計	90,677	91,000

●債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度
当金庫預金積金	20	20
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	223	178
その他の他	—	—
計	243	198
信用保証協会・信用保険	15	12
保証	8	5
信用	221	163
合 計	488	379

●貸出金使途別残高

(単位：百万円)

	平成26年度		平成27年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	40,096	44.22%	39,418	43.32%
運転資金	50,581	55.78%	51,581	56.68%
合計	90,677	100.00%	91,000	100.00%

●貸出金業種別内訳

(単位：先、百万円)

業種区分	平成26年度			平成27年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	152	5,098	5.62%	144	4,985	5.47%
農業、林業	6	107	0.11%	4	80	0.08%
漁業	2	11	0.01%	2	11	0.01%
鉱業、採石業、砂利採取業	3	35	0.03%	3	31	0.03%
建設業	462	6,650	7.33%	463	6,668	7.32%
電気・ガス・熱供給・水道業	4	394	0.43%	6	481	0.52%
情報通信業	6	103	0.11%	8	118	0.12%
運輸業、郵便業	57	4,424	4.87%	55	3,532	3.88%
卸売業、小売業	419	6,672	7.35%	402	6,582	7.23%
金融業、保険業	29	10,476	11.55%	28	12,646	13.89%
不動産業	174	8,054	8.88%	177	8,202	9.01%
物品賃貸業	7	307	0.33%	7	269	0.29%
学術研究、専門・技術サービス業	43	530	0.58%	41	477	0.52%
宿泊業	15	276	0.30%	16	251	0.27%
飲食業	132	1,339	1.47%	131	1,577	1.73%
生活関連サービス業、娯楽業	91	2,802	3.09%	86	2,582	2.83%
教育、学習支援業	12	466	0.51%	12	433	0.47%
医療、福祉	59	6,502	7.17%	63	6,295	6.91%
その他のサービス	98	2,369	2.61%	97	2,532	2.78%
小計	1,771	56,622	62.44%	1,745	57,760	63.47%
地方公共団体	11	6,732	7.42%	13	6,226	6.84%
個人	8,002	27,322	30.13%	7,701	27,012	29.68%
合計	9,784	90,677	100.00%	9,459	91,000	100.00%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●預貸率

	平成26年度	平成27年度
期末預貸率	43.78%	43.52%
期中平均預貸率	43.42%	43.04%

(注)
$$\text{預貸率} = \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

●貸出金償却

(単位：千円)

項目	平成26年度	平成27年度
貸出金償却	64,276	155,376

●貸倒引当金

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成26年度	636	561	—	636	561
	平成27年度	561	391	—	561	391
個別貸倒引当金	平成26年度	2,056	1,973	113	1,943	1,973
	平成27年度	1,973	1,935	104	1,868	1,935
合計	平成26年度	2,693	2,534	113	2,580	2,534
	平成27年度	2,534	2,326	104	2,429	2,326

●リスク管理債権の引当・保全状況

(単位：百万円)

区分		残高	担保・保証額	貸倒引当金	保全率
破綻先債権	平成26年度	268	216	51	100.00%
	平成27年度	157	127	29	100.00%
延滞債権	平成26年度	4,152	2,167	1,904	98.06%
	平成27年度	3,946	2,014	1,889	98.92%
3カ月以上延滞債権	平成26年度	28	25	0	92.21%
	平成27年度	36	34	0	95.84%
貸出条件緩和債権	平成26年度	737	135	59	26.51%
	平成27年度	456	124	50	38.34%
合計	平成26年度	5,186	2,544	2,016	87.95%
	平成27年度	4,597	2,301	1,970	92.91%

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金（未取利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ① 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ② 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③ 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④ 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤ 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」とは、未取利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
- ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計です。
7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
8. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

●金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位：百万円)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証 等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a - c)
金融再生法上の不良債権	平成26年度	5,202	4,577	2,551	2,025	87.99%	76.43%
	平成27年度	4,611	4,285	2,306	1,978	92.93%	85.86%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成26年度	1,193	1,193	942	251	100.00%	100.00%
	平成27年度	1,156	1,156	898	257	100.00%	100.00%
危険債権	平成26年度	3,242	3,162	1,447	1,714	97.52%	95.52%
	平成27年度	2,961	2,919	1,249	1,669	98.56%	97.51%
要管理債権	平成26年度	765	221	161	60	28.92%	9.98%
	平成27年度	493	210	159	51	42.63%	15.33%
正常債権	平成26年度	86,052					
	平成27年度	86,862					
合 計	平成26年度	91,255					
	平成27年度	91,473					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績等が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題のない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
 5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

●金融再生法に基づく開示債権と保全状況及びリスク管理債権との関係

(単位：百万円)
平成27年度

自己査定上の債務者区分	金融再生法上の開示債権		引当・保全状況	保全率	リスク管理債権
	貸出金	その他			貸出金
破綻先	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 1,156	危険債権 2,961	担保・保証等 898 引当額 257	100%	破綻先債権 157
実質破綻先					延滞債権 3,946
破綻懸念先	要管理債権 493	正常債権 86,862	担保・保証等 1,249 引当額 1,669	98.56%	3カ月以上延滞債権 36
要注意先					貸出条件緩和債権 456
正常先			担保・保証等 159 引当額 51	42.63%	
総与信額 91,473					リスク管理債権 4,597

※その他には、未収利息、仮払金、債務保証見返等が含まれています。

●有価証券の種類別の残存期間別の残高

平成26年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	1,005	2,478	1,787	1,480	2,939	5,439	-	15,129
地方債	669	200	302	2,062	5,232	310	-	8,778
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	3,609	5,834	2,157	3,955	7,424	2,735	-	25,717
株式	-	-	-	-	-	-	53	53
外国証券	-	600	602	186	999	900	-	3,288
その他の証券	-	-	899	205	753	-	1,144	3,001

平成27年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	1,414	1,861	1,371	1,400	2,933	3,741	-	12,722
地方債	182	302	609	3,436	3,684	330	-	8,547
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	3,407	3,517	2,853	5,915	5,433	4,502	-	25,629
株式	-	-	-	-	-	-	90	90
外国証券	301	503	400	293	1,395	2,351	-	5,245
その他の証券	-	510	761	304	2,988	-	1,847	6,410

●商品有価証券の種類別の平均残高

該当ございません。

●有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度
国債	16,249	13,510
地方債	8,649	8,167
短期社債	-	-
社債	24,601	25,504
株式	53	79
外国証券	2,346	3,979
その他の証券	1,988	3,835
合計	53,889	55,078

●預証率

(単位：%)

	平成26年度	平成27年度
期末預証率	27.02	28.04
期中平均預証率	25.48	25.79

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

● 有価証券時価情報

1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	平成26年度			平成27年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	3,713	4,155	441	3,712	4,462	750
	地 方 債	1,960	2,002	41	1,237	1,298	61
	社 債	2,926	3,093	167	2,106	2,351	245
	そ の 他	2,899	2,953	53	3,099	3,179	79
	小 計	11,499	12,204	704	10,155	11,292	1,136
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	500	486	△13	600	585	△14
	小 計	500	486	△13	600	585	△14
合 計	11,999	12,690	691	10,755	11,878	1,122	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

2. その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	平成26年度			平成27年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	-	-	-	-	-	-
	債 券	39,549	38,356	1,193	39,185	37,631	1,553
	国 債	11,416	10,940	476	9,010	8,503	506
	地 方 債	6,817	6,568	249	7,309	6,966	342
	社 債	21,315	20,847	468	22,864	22,160	703
	そ の 他	3,493	3,210	282	5,678	5,348	330
小 計	43,043	41,566	1,476	44,863	42,979	1,883	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	-	-	-	36	37	△0
	債 券	1,475	1,494	△18	658	700	△42
	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	1,475	1,494	△18	658	700	△42
	そ の 他	385	401	△15	3,258	3,339	△81
小 計	1,861	1,895	△34	3,953	4,077	△123	
合 計	44,904	43,462	1,442	48,817	47,057	1,759	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度
	貸 借 対 照 表 計 上 額	貸 借 対 照 表 計 上 額
非上場株式	53	53
組合出資金	12	19
合計	65	73

※「売買目的有価証券」及び「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」は、該当ございません。

● 金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

貸借対照表計上額	平成26年度		平成27年度	
	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
3,000	-	-	1,940	-

※「満期保有目的の金銭の信託」及び「その他の金銭の信託」は、該当ございません。

● デリバティブ取引の状況

金利関連取引・通貨関連取引・株式関連取引・債券関連取引・商品関連取引・クレジットデリバティブ取引

いずれも該当ございません。

退職給付会計

1. 採用している退職給付制度の概要

当金庫は、退職給付制度として確定給付型企业年金制度を採用しております。

また、これとは別に総合設立型の基金である全国信用金庫厚生年金基金に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

区 分	金 額	
	平成26年度	平成27年度
退職給付債務 (A)	1,897,022	1,858,037
年金資産 (B)	1,664,563	1,673,108
前払年金費用 (C)	—	—
未認識過去勤務費用 (D)	△86,809	△70,015
未認識数理計算上の差異 (E)	12,820	44,367
その他 (会計基準変更時差異の未処理額) (F)	—	—
退職給付引当金 (A - B - C - D - E - F)	306,447	210,577

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

区 分	金 額	
	平成26年度	平成27年度
勤務費用 (A)	192,717	188,853
利息費用 (B)	13,421	13,241
期待運用収益 (C)	△ 54,736	△51,601
過去勤務費用の費用処理額 (D)	△ 16,794	△16,794
数理計算上の差異の費用処理額 (E)	31,307	17,931
会計基準変更時差異の費用処理額 (F)	—	—
その他 (臨時に支払った割増退職金等) (G)	—	—
退職給付費用 (A + B + C + D + E + F + G)	165,916	151,630

4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区 分	摘 要	
	平成26年度	平成27年度
(1) 割引率	0.69%	0.69%
(2) 長期期待運用収益率	3.74%	3.1%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	
(4) 過去勤務費用の額の処理年数	10年(発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)	
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理する)	
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	一年	

役員報酬体系

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事、非常勤理事、常勤監事及び非常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の算定方法等を内規で定めております。

(2) 平成27年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)	
区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	114

(注) 1. 対象役員に該当する理事は12名、監事は4名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」103百万円、「賞与」11百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰勞金」は、当年度中に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成27年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、平成27年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、平成27年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 平成27年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

主な事業内容

預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、譲渡性預金等を取扱っております。

貸出業務

- (1) 貸付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。
- (2) 手形の割引
商業手形等の割引を取扱っております。

有価証券 投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、その他の証券に投資しております。

内国為替 業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

附帯業務

- 代理業務
 - ・日本銀行歳入代理店
 - ・地方公共団体の公金収納代理業務
 - ・信金中央金庫、住宅金融支援機構、日本政策金融公庫、中小企業基盤整備機構、勤労者退職金共済機構、福祉医療機構等の代理業務
- 貸金庫業務
- 債務の保証
- 国債等公共債の窓口販売
- 保険商品の窓口販売（保険業法第275条第1項により行う保険募集）
- 電子債権記録業に係る業務

■ご預金

商品名	特徴	お預入れ期間	お預入れ金額
当座預金	商取引に必要、便利な手形・小切手をご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
普通預金	給与・年金・配当金のお受取り、公共料金・各種クレジットの自動振替などにご利用いただけます。キャッシュカードをデビットカードとしてもご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
無利息型普通預金	預金保険制度により全額保護される預金で、無利息、要求払い、決済サービス機能の3要件を備えた普通預金です。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄預金	出し入れ自由で、しかも利息が有利な預金です。「10万円型」と「30万円型」の2種類からお選びください。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	まとまったお金の短期運用にご利用ください。	措置期間 7日以上	10,000円以上
納税準備預金	国税、地方税納付のための納税準備専用預金です。	ご入金自由 お引出しは納税時	1円以上
期日指定定期預金	1年複利計算で有利な定期預金。個人の方のみご利用いただけます。	最長3年 (措置期間1年)	1,000円以上 300万円未満
スーパー定期預金	1,000円以上、1ヶ月からの定期預金で自由金利型定期預金です。	1ヶ月～5年	1,000円以上 1,000万円未満
定期積金	目標に向かって毎月一定額を積立てる預金です。	1年～5年	1,000円以上
変動金利定期預金	お預入れ期間中、金利情勢に応じて6ヶ月毎に金利が変動する定期預金です。	1年、2年、3年	1,000円以上
大口定期預金	大口資金運用手段としてより有利な定期預金です。金利は市場実勢を反映して決定されます。	1ヶ月～5年	1,000万円以上
譲渡性預金 (NCD)	大口余裕資金の短期運用に便利な預金で、満期日前に譲渡することもできます。	2週間～2年	5,000万円以上 1,000万円単位
一般財形預金	給与やボーナスから天引きされるので計画的な財産形成に最適です。	3年以上	1,000円以上
財形年金預金	ゆとりある老後のための計画的な貯蓄です。財形住宅と合計で550万円まで非課税扱いです。	5年以上	1,000円以上
財形住宅預金	マイホーム取得のための計画的な貯蓄です。財形年金と合計で550万円まで非課税扱いです。	5年以上	1,000円以上

●商品ご利用にあたっての留意事項

ご預金により金利が異なります。金利は窓口に掲示してありますのでご確認ください。

新規に口座を開設する場合、新たに貸金庫を利用される場合など、法令または金庫の方針に基づき、ご本人の確認等をさせていただきますので、運転免許証・健康保険証等のご提示が必要となります。

■ご融資

	お 使 い み ち	ご融資額	ご融資期間
住まいいちばん ネクストV	住宅や宅地の購入、住宅の新築、増改築、住宅ローンの借替資金などにご利用いただけます。	100万円 ～ 10,000万円	35年以内
無担保住宅ローン	住宅の購入、住宅の新築、増改築、住宅ローンの借換資金などにご利用いただけます。	1,000万円以内	20年以内
リフォームローン	住宅の増改築およびバリアフリー改築などにご利用いただけます。	10万円 ～ 1,000万円	20年以内
エコリフォーム ローン	太陽光発電システム、高効率給湯器、オール電化システムなどにご利用いただけます。	10万円 ～ 1,000万円	20年以内
無担保住宅借換 ローン	住宅金融支援機構、公的住宅ローンおよび民間金融機関住宅ローンなどの借換資金にご利用いただけます。	50万円 ～ 1,000万円	20年以内
リフォームプラン	リフォーム資金などにご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
リフォームリピート プラン	リフォーム資金などにご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
防府市水洗便所 改造資金	防府市が指定した業者が工事を行う場合にご利用いただけます。	10万円 ～ 70万円	48ヶ月以内
とうしん カーライフプラン	自動車購入、修理、車検、運転免許取得に必要な費用にご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
S K Y B A N K カーライフプラン	自動車購入、修理、車検、運転免許取得に必要な費用にご利用いただけます。	10万円 ～ 1,000万円	10年以内
とうしん教育プラン	本人または本人の子弟・孫・被扶養親族に係る学費および付帯費用等にご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
とうしん個人ローン	健康で文化的な生活を営むために必要な資金で、本人もしくは家族が必要とする資金にご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
シニアライフローン	満60歳以上の公的年金を当金庫にて受給されている方もしくは新規に指定された方が、健康で文化的な生活を営むために必要とする資金にご利用いただけます。	100万円以内	10年以内
カードローン 『大夢500』	ご自由にお使いいただけるカードローンです。	300万円以内	3年(自動更新)
しんきん カードローン	ご自由にお使いいただけるカードローンです。	100万円以内	3年(自動更新)
とうしんきゃつる500	ご自由にお使いいただけるカードローンです。	500万円以内	3年(自動更新)
ポンポンポケット カードローン	ご自由にお使いいただけるカードローンです。	300万円以内	1年(自動更新)
とうしん サポートローン	創業・新分野進出に係る運転資金および設備資金にご利用いただけます。	500万円以内	運転資金5年以内 設備資金7年以内
ハイブリッド・ ビジネスローン	運転資金および設備資金にご利用いただけます。	500万円以内	5年以内
事業者カードローン 『ステップ』	事業資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	2年(自動更新不可)
とうしん中小企業家 活性化資金	運転資金・設備資金にご利用いただけます。	運転資金1,000万円以内 設備資金2,000万円以内	運転資金7年以内 設備資金原則10年以内
無担保・無保証ローン 『ジャンプアップ』	運転資金および設備資金としてご利用いただけます。	100万円 ～ 1,000万円	5年以内

●商品ご利用にあたっての留意事項について

各商品には変動金利商品のようにお客様の予想に反して金利が上下する商品や、保証会社の保証を必要とする商品には融資利息のほか別途保証料が必要となる商品がございます。お申込の際には、商品の内容をよくご理解いただき、お客様の目的にあった商品をお選び下さい。

※詳しくは窓口にてお問合せ下さい。

代理貸付 次の各種機関の代理貸付をお取扱ることにより融資機能の充実を図っております。
 (独)住宅金融支援機構・(株)日本政策金融公庫・信金中央金庫・
 (独)中小企業基盤整備機構など

■ その他の商品

国債の窓口販売	個人向け国債の募集の取扱いを致します。
火災保険	当金庫の住宅ローンをご利用されているお客様に住宅火災保険をお取扱しております。
債務返済支援保険	病気やケガで働けなくなった期間、返済を支援する商品で、当金庫の住宅ローンをご利用されているお客様がご利用いただけます。
傷害保険	事故によるケガなどを補償する商品をお取扱しております。
個人年金保険	ゆとりあるセカンドライフの資産形成に役立ちます。
終身保険	万一の時、大切な資産を確実に残すための商品をお取扱しております。
医療保険	病気・ケガにかかる治療費の備えのための商品をお取扱しております。
がん保険	がんにかかる治療費の備えのための商品をお取扱しております。
学資保険	お子様の教育資金の準備のための商品をお取扱しております。

● 個人向け国債に関する注意事項

- ・個人向け国債のお取引を行っていただく際に、適合性の確認を行い、販売の可否を判断させていただきます。
- ・個人向け国債のお取引を行っていただく上でリスクや留意点の確認のため、個人向け国債の契約締結前交付書面をよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

● 保険商品に関する注意事項

- ・保険商品は預金等ではありません（預金保険制度の対象外です）。また、解約返戻金や保険金が払込保険料の合計額を下回る場合があります。
- ・保険契約を引受け、保険金等をお支払するのは保険会社となります。また、引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化によっては、ご契約時の保険金等が減額される場合があります（詳細につきましては、お申込みの際にお渡しする「重要事項説明書」「ご契約のしおり」等をご参照ください）。
- ・ご検討にあたっては、商品パンフレット等を必ずご覧ください。
- ・詳しくは窓口までお問い合わせください。所定の資格を持つ募集人がご説明させていただきます。

■ 機能サービス

- 為替お振込・ご送金・手形・小切手のお取立
- 各種自動支払
- 年金受取の取扱
- 給与振込の取扱
- 国庫金収納および地方公共団体の公金収納の取扱
- 国債等および保険の窓口販売の取扱
- 金販売の取扱
- 外国送金や外国通貨両替の取次
- 貸金庫の取扱
- 夜間金庫の取扱
- でんさいネット（電子記録債権）サービス
- 株式払込み、配当金のお受取り
- 自動送金サービス
- 自動通知サービス
- 通帳自動集計サービス
- インターネットバンキングサービス（個人・法人）
- バンキングサービス（HB・FB）
- テレホンバンキングサービス
- キャッシングサービス
- デビットカードサービス
- マルチペイメントネットワークを利用した収納サービス

● キャッシュカード（ATM）ご利用のご案内

ご利用カードの種類	平日		土曜日		日曜・祝日	
	ご利用時間	手数料	ご利用時間	手数料	ご利用時間	手数料
とうしんカード 当庫以外の信用金庫のカード	8:00～8:45	108円	—	—	—	—
	8:45～18:00	無料	9:00～14:00	無料	9:00～19:00	108円
	18:00～19:00	108円	14:00～19:00	108円		
山口銀行・北九州銀行のカード	8:00～8:45	108円	—	—	—	—
	8:45～18:00	無料	9:00～17:00	108円	9:00～17:00	108円
	18:00～19:00	108円				
提携金融機関のカード	8:00～8:45	216円	—	—	—	—
	8:45～18:00	108円	9:00～17:00	216円	9:00～17:00	216円
	18:00～19:00	216円				
ゆうちょカード	8:00～8:45	216円	—	—	—	—
	8:45～18:00	108円	9:00～14:00	108円	9:00～17:00	216円
	18:00～19:00	216円				

※振込につきましては、平日15時以降・土曜・日曜・祝日は、振込予約となります。

●主な為替手数料

種 類		同一店内宛	本支店宛	他行宛		
振 込 (一 件 に つ き)	窓口利用	電信扱い 5万円未満	216円	324円	648円	
		電信扱い 5万円以上	432円	540円	864円	
		文書扱い 5万円未満	—	324円	648円	
		文書扱い 5万円以上	—	540円	864円	
	ATM利用	給与振込		無料	無料	324円
		当金庫	5万円未満	無料	108円	324円
			5万円以上	無料	216円	540円
		キャッシュカード	5万円未満	無料	108円	432円
			5万円以上	216円	324円	648円
		現金	5万円未満	無料	108円	432円
テレホンバンキング利用	5万円未満	無料	108円	432円		
ホームバンキング利用	5万円未満	無料	324円	648円		
	5万円以上	無料	108円	432円		
インターネットバンキング利用	5万円未満	無料	324円	648円		
	5万円以上	無料	108円	432円		
法人インターネットバンキング給与振込	5万円未満	無料	324円	648円		
ファームバンキング利用	5万円未満	無料	108円	432円		
	5万円以上	無料	324円	648円		
ファームバンキング給与振込	5万円未満	無料	108円	432円		
為替自動振込 (定額自動送金)	5万円未満	無料	216円	540円		
	5万円以上	無料	432円	756円		

(注) 会員の方については、窓口振込手数料を優遇いたします。ただし、給与振込は除きます。
 会員の方が同一店内宛に振込む場合は手数料を無料とします。ただし、現金でATM振込する場合は除きます。
 視覚に障がいをお持ちの方が振込みをされる際、ATM操作が困難なため、窓口でお振込みをご希望される
 場合には、ATM利用の手数料と同額に引下げいたします。

種 類		同一店内宛	本支店宛	他行宛	
代金取立手数料 (1通につき)	徳山・山口 手形交換所地域内	交換扱	216円	216円	216円
	上記以外	普通扱	—	—	648円
		至急扱	—	—	864円

(注) 会員の方については、同一手形交換所地域内の代金取立手形手数料を優遇いたします。

●バンキングサービス基本料

種 類	手数料
個人インターネットバンキング	月額 無料
テレホンバンキング (個人の方)	月額 108円
ホームバンキング	月額 216円
法人インターネット・ファームバンキング (オンラインサービスのみ利用)	月額 1,080円
法人インターネット・ファームバンキング (データ伝送を併用の場合)	月額 2,160円

●でんさいネット (電子記録債権) サービス基本手数料

利用区分	手数料
利用特約なし (債務者利用あり)	月額 1,080円
債権者利用限定特約	無料

●融資関係手数料

種 類	手数料	
融資証明書発行手数料	1通 5,400円	
支払利息証明書発行手数料	1通 540円	
事業資金・アパートローン	返済条件変更 返済方法及び金利変更 (手貸・債務保証を除く)	1件 5,400円
	一部繰上償還 手貸・商品土地販売に係る証貸を除く	1件 5,400円
	全部繰上償還 手貸・商品土地販売に係る証貸を除く	1件 5,400円
住宅ローン (有担保リフォームローン含む)	住宅ローン手数料 全国保証 (株) 保証	1件 54,000円
	上記以外	1件 32,400円
	返済条件変更 返済方法及び金利変更	1件 5,400円
	一部繰上償還	1件 5,400円
消費者ローン (無担保リフォームローン含む)	全部繰上償還	1件 32,400円
	住宅支援機構取扱手数料	1件 54,000円
不動産担保調査 事務手数料	返済条件変更	1件 5,400円
	一部繰上償還 保証付提携ローン除く100万円以上	1件 5,400円
	全部繰上償還 保証付提携ローン除く100万円以上	1件 5,400円
新規設定	1千万円未満	1件 16,200円
	1千万円以上5千万円未満	1件 32,400円
	5千万円以上	1件 54,000円
	変更登記 (追加・極度変更・順位変更等)	1件 16,200円
	一部抹消 商品土地販売時	1件 5,400円
	上記以外	1件 16,200円
登記留保手数料	1件 10,800円	



● その他手数料

項 目		単 位	手 数 料
用紙交付代	当座小切手帳(署名鑑利用)	1冊50枚	648円(756円)
	約束手形帳(署名鑑利用)	1冊25枚	432円(540円)
	為替手形帳(署名鑑利用)	1冊25枚	432円(540円)
	自 己 宛	用紙1枚	540円
発行手数料	残高証明書発行1通	継続発行	324円
		都度発行	540円
		当金庫所定用紙以外の証明書	1,080円
	キャッシュカード再発行	1枚	1,080円
	ローンカード再発行	1枚	1,080円
	通帳・証書再発行	1冊	1,080円
個人情報開示手数料		1通	1,080円
夜間金庫使用料		月額	2,160円

とうしん CD・ATM 営業時間一覧表

設置店舗名	入金	出金	振込	稼働時間		
				平日	土曜・日曜・祝日	
【防府市】	本店	●	●	●	8:00～19:00	9:00～17:00
	宮市支店	●	●	●	8:45～18:00	—
	三田尻支店	●	●	●	8:45～18:00	—
	中関支店	●	●	●	8:45～18:00	9:00～17:00
	問屋口支店	●	●	●	8:45～18:00	—
	防府駅前支店	●	●	●	8:45～18:00	9:00～17:00
	牟礼支店	●	●	●	8:45～18:00	9:00～17:00
	華城支店	●	●	●	8:45～18:00	9:00～17:00
	大道支店	●	●	●	8:45～18:00	—
【柳井市】	柳井支店	●	●	●	8:45～18:00	9:00～17:00
	柳井南支店	●	●	●	8:45～18:00	—
	ゆめタウン柳井	●	●	●	9:30～18:00	9:30～19:00
	ミスターマックス柳井ショッピングセンター	●	●	●	9:00～19:00	9:00～19:00
	パルティ・フジ柳井	●	●	●	9:00～18:00	9:00～19:00
【岩国市】	岩国支店	●	●	●	8:45～18:00	—
	南岩国支店	●	●	●	8:45～18:00	9:00～17:00
	由宇支店	●	●	●	8:45～18:00	—
	周東玖珂支店	●	●	●	8:45～18:00	—
【熊毛郡】	平生支店	●	●	●	8:45～18:00	—
	田布施支店	●	●	●	8:45～18:00	—
	上関支店	●	●	●	8:45～18:00	—
	イオンタウン平生	●	●	●	9:00～18:00	9:00～19:00
【光市】	光支店	●	●	●	8:45～18:00	9:00～17:00
	室積(旧室積支店)	●	●	●	8:45～18:00	—
	光ベスト	●	●	●	9:00～19:00	9:00～17:00
	マックスバリュ浅江店	●	●	●	9:00～19:00	9:00～17:00
【下松市】	下松支店	●	●	●	8:45～18:00	—
	栄町支店	●	●	●	8:45～18:00	9:00～17:00
	サンリブ下松	●	●	●	9:30～19:00	9:30～19:00
【周南市】	徳山支店	●	●	●	8:45～19:00	9:00～17:00
	遠石支店	●	●	●	8:45～18:00	—
	周南支店	●	●	●	8:45～18:00	—
	橋本町(旧橋本町支店)	●	●	●	8:45～18:00	—
	富田支店	●	●	●	8:45～18:00	9:00～17:00
福川支店	●	●	●	8:45～18:00	—	

※振込につきましては、平日15時以降・土曜・日曜・祝日は、振込予約となります。



信金中央金庫は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として、昭和25年に設立されました。

信金中央金庫は「信用金庫の中央金融機関としての役割」「個別金融機関としての役割」を併せ持つ金融機関として、会員信用金庫と一体となって業務を行っています。

また、平成12年には優先出資証券を東京証券取引所に上場しています。

地域の皆様をつなぐ力！

地域経済のパートナー

信用金庫

信用金庫業界は、全国で265金庫、約7,400店舗の巨大なネットワークを造りあげています。

全国の信用金庫をつなぐ力！

信用金庫のセントラルバンク

信金中金

信金中金は、すべての信用金庫と堅い絆で結ばれています。

※上記計数は平成28年3月31日現在のものです。

信用金庫の中央金融機関としての役割

信用金庫の業務機能の補完

- ・信用金庫の顧客ニーズへの対応と競争力向上に役立つ金融商品サービスの提供
- ・信用金庫の地域金融・中小企業金融等のサポート
- ・信用金庫の決済業務のサポート
- ・信用金庫の収益向上およびリスク管理態勢強化への支援

信用金庫業界の信用力の維持・向上

- ・信用金庫業界内のセーフティネット（経営力強化制度等）の適時・適切な運営
- ・信用金庫の経営分析・経営相談

信用金庫経営力強化制度

全国の信用金庫

経営分析制度
経営相談制度
資本増強制度

信金中央金庫

個別金融機関としての役割

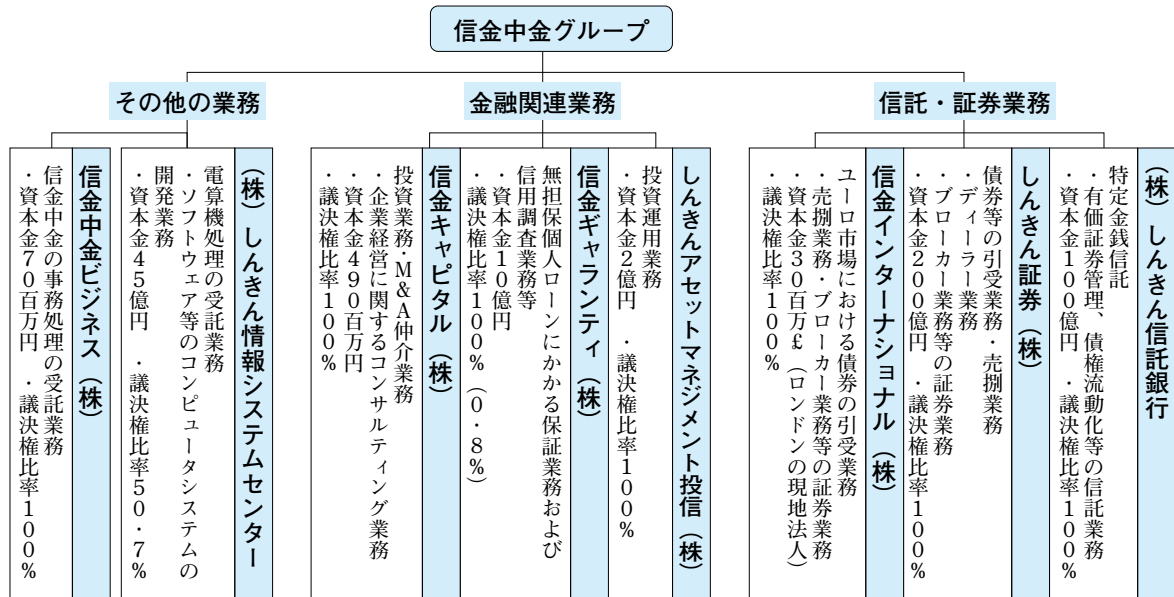
総合的な金融サービスを提供する金融機関

- ・金融機関の本来業務（預貸金業務、金融債発行業務、為替業務）
- ・金融機関の付随業務（公社債の引受け、私募債の取扱い等）や、子会社を通じた個人ローン保証等の業務および周辺業務（信託、証券、投資信託、M & A等）

地域社会に貢献する金融機関

- ・地方公共団体、地元企業およびPFI事業等への直接貸出
- ・リレーションシップバンキングの観点から、信用金庫とともに地域企業再生・地域活性化を支援

わが国多数の機関投資家



※「議決権比率」は本中金によるものであり、()内は、子会社による間接所有の割合(内書き)であります。

(平成28年3月31日現在)

信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく開示事項一覧

■単体ベースのディスクロージャー項目(信用金庫法施行規則第132条)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
①事業の組織	6
②理事・監事の氏名及び役職名	6
③事務所の名称及び所在地	7
2. 金庫の主要な事業の内容	44
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	9
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	9
①経常収益 ②経常利益又は経常損失 ③当期純利益又は当期純損失	
④出資総額及び出資総口数 ⑤純資産額 ⑥総資産額	
⑦預金積金残高 ⑧貸出金残高 ⑨有価証券残高	
⑩単体自己資本比率 ⑪出資に対する配当金 ⑫職員数	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
①主要な業務の状況を示す指標	34~35
イ. 業務粗利益及び業務粗利益率	
ロ. 資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支	
ハ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	
ニ. 受取利息及び支払利息の増減	
ホ. 総資産経常利益率	
ヘ. 総資産当期純利益率	
②預金に関する指標	35
イ. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	
ロ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	
③貸出金等に関する指標	36~37
イ. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	
ロ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	
ハ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	
ニ. 使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	
ホ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	
ヘ. 預貸率の期末値及び期中平均値	
④有価証券に関する指標	40
イ. 商品有価証券の種類別の平均残高	該当ありません
ロ. 有価証券の残存期間別残高	
ハ. 有価証券の種類別の平均残高	
ニ. 預証率の期末値及び期中平均値	
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	12
(2) 法令等遵守の体制	10
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	24~25
(4) 金融ADR制度への対応	11
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	27~33
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	38~39
①破綻先債権に該当する貸出金	
②延滞債権に該当する貸出金	
③3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	13~20
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	41
①有価証券	
②金銭の信託	
③規則第102条第1項第5号に掲げる取引	該当ありません
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	38
(6) 貸出金償却の額	38
(7) 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の 監査を受けている場合にはその旨	33
6. 報酬等に関する事項にあって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を 与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	43
■連結(信用金庫法施行規則第133条)	該当ありません

この街と生きていく



<http://www.higashiyamaguchi-shinkin.co.jp/>

2016年ディスクロージャー 発行/平成28年7月